

平安期の垣内

—開発と領有—

水野章二

【要約】 垣カキは、本来特定個人が他者の侵犯を許さない、自らに属する空間を生み出す手段であった。この垣で周囲と区画された地が垣内カキウチ、カイトである。伊勢や大和の諸事例からは、垣内が条里制地割の縁辺の段丘・扇状地や自然堤防、山間部に位置し、当時において、国家的・公的な支配の対象とならない畠地・家地として開発されたものであることが明らかである。垣内は農民的性格の強いものであったが、一一・二世紀には、畠地子取奪・在家役賦課を通じて上級支配権が打ち立てられてゆく。また条件によっては治田化することもあった。このような動きの中で、垣内は言葉・表記の上からも、実体の面からも分化・多様化してゆくのである。

史林 六五卷三号 一九八二年五月

はじめに

垣内は様々な変化を遂げながら、現在においてなおその生命を保ち続けている。言葉としては、カイト・ケート・カイチ・カイツ・カイド・カキウチ・カケウチ・カキナイ・カクチ・コーチなどとして、ほぼ全国にわたって分布しているのであり、その意味内容もごく狭い地域にも幾通りもの使い方があるという。また「垣内」という漢字以外に、さまざまな宛字が行なわれている^①。歴史的にも『万葉集』以下の文献・文書に多くその語を見出すことができる。このような垣内に関して、地理学・民俗学・歴史学などの諸分野において、多数の研究が積み重ねられてきた^②。小川琢治氏が、大和盆地に

多く見られる環濠をめぐるした集落を、「垣内式村落」^④と命名して以来、地理学においては主として集落研究との関わりの中で垣内が論及されてきた。それに対し、柳田国男氏を中核として進められ、直江広治氏に至る民俗学的な垣内研究では、むしろ開発との関係が重視されている。直江氏は現在各地に残る垣内の意味内容が、(一)地域結合・(二)部落の共有山林・(三)同族集団・(四)屋敷の一部・(五)一区画の屋敷地・(六)屋号・(七)区画された一団の耕地・(八)一区画の原野・(九)地字名に分類されることなどから、「耕地並びに附属草地(緑肥採取のため、あるいは将来の開墾予定地として)を囲んだ新開墾の一区画が、垣内とよばれるものの原初形態」とされる。このような地理学や民俗学の垣内研究に対し、歴史学は積極的に対応してきたとは言い難い。各個別研究に即して適宜言及されることは多くても、垣内そのものを全面的にとりあげて考察した研究は、管見の限りでは見当たらない。このような状況でありながらも、近年においては、中世社会の成立とかわつて垣内に重要な意義が賦与されている。

まず河音能平氏は、垣内を農奴的農民・一般農民の「家地」とされ、垣内を収奪・集積することは、王朝国家体制内において農奴主階級が敵対的土地所有を実現する唯一の合法的な道であったと評価された。義江彰夫氏も垣内を家地との関係でとらえ、在家役を百姓垣内の収奪とされる^⑤。これらの視点は、垣内を領主的土地所有の形成過程に位置づけようとするものと言えよう。一方、戸田芳実氏は「一〇世紀末ごろを境として、田刀を『田堵』と書きかえ、堵||垣の文字を统一的に使用するようになったのは、公領・荘園の基幹的農民が(在地領主をふくめて)、『垣内』を定住の核とし構成単位として、初期中世村落を形成した歴史とその景観によるもの」であり、「卯花垣で区画された農民屋敷地・園・垣内は、居住と経営のトリデとして強い所有権をもち、一種の聖域としての不可侵性をもつ」と述べられている。この戸田説に基づいて、畿内周辺における基幹的な農民がはつきりと区画されたイエ・ヤケを一般的にもつ段階が考えられているのである^⑦。続いて注目すべき研究を発表されたのが黒田日出男氏である。氏は伊賀国黒田庄の事例から、一一世紀末・一二世紀初に垣内が、居垣内とその他の垣内に分離・区別されるようになり、一二世紀前半に居垣内にかわって居内・内という表現・

記載が現れると理解され、これは国衙の公郷在家支配の開始によると共に、田堵層・一般農民層の屋敷地所有の発展とイエの形成が進行していることを示す、と結論された。^⑧ ここにおいては、垣内は農民の個別経営、イエの成立・確立と直結する問題としてとらえなおされている。このように、中世成立期に史料的に多くその姿を現わす垣内は、家地・屋敷地・イエとして、あるいは領主的土地所有の面から、あるいは農民的な個別経営の面から、その歴史的意義が検討されてきた。しかし疑問とせねばならないのは、史料的には畠地や田地が垣内とされている事例が圧倒的に多いことである。これらの田畠を屋敷内に包摂されたものか、あるいは屋敷の延長と認識されたものとのみ考えてよいのであろうか。なによりも、この時期の垣内一般を、家地・屋敷地・イエとしてとらえるこれまでの見解自体、けっして十分な論証を経たものとは言えないのである。本稿においては、中世成立期における垣内の歴史的意義を説明していくにあたり、まず最初に、「垣内」という語・言葉が有した本来の意味・内容およびその変化を考察することにする。次いで、垣内の歴史具体的諸事例の分析を行ない、垣内の性格を明らかにしていきたい。その中で地理学や民俗学における垣内研究との接点も見出していけるであろう。

- ① 直江広治「垣内の研究」（東京教育大学文学部紀要『史学研究』16 一九五八年）
- ② 垣内の研究史については、直江前掲論文に適確なまとめがなされている。
- ③ 『近畿地方の土地と住民』一九一五年
- ④ 「日本封建国家の成立をめぐる二つの階級」《中世封建制成立史論》一九七一年）
- ⑤ 「初期中世村落の形成」《講座日本史》2 一九七〇年）
- ⑥ 「律令制からの解放」《日本民衆の歴史2 土一揆と内乱》一九七五年）
- ⑦ 吉田孝「律令制と村落」《岩波講座日本歴史古代3》一九七六年）、同「ヤケに関する基礎的考察」《古代史論叢》中巻一九七八年）。他にイエと垣内に関連しては、飯沼賢司「『在家』と『在家役』の成立」《歴史評論》374 一九八一年）がふれている。
- ⑧ 「中世成立期における畠作の発展—伊賀国名張郡の『片島』について—」《民衆史研究》17 一九七九年。伊賀国黒田庄の垣内については、入間田宣夫「黒田庄出作地帯における作手の成立と諸階層」《文化》29—3 一九六五年）も論及されている。

第一章 言葉としての垣内

まず平安期を中心に、史料上垣内あるいはそれと実体を同じくするものの諸表現・表記を整理しながら、垣内という言葉の本来的な意味を検討していこう。

「垣内」の最も古い事例としては、『万葉集』をあげることができる^①。『万葉集』において、「垣内」と表現されるものは、花木の植えられた家・宅の垣の内や、麻が栽培されたり、田が作られたりしている垣の内を示している。この垣内に関してあるが、木村徳国氏によると、「垣が記・紀の特定のイエの記述に関連しては、語として見えることすくなかった（記一件・紀三件）が、言外には、つねにひびいていた^②」のであり、『播磨国風土記』揖保郡条には、「家内谷 即是香山之谷 形如垣廻 故號家内谷」とも見えていることを考えるならば、古代において家・宅（ただし社会の上層部のみが持ち得た）が垣で区画されたものとイメージされていたことは間違いないところであろう。一方『日本霊異記』には、妻が二尺ばかりのびている籬（マガキ）で囲まれた一町ほどの畠が描かれており、『万葉集』の事例とともに、特定の耕地が垣で区画される場合があったこともまた確実である。問題は、この垣で区画することの意味である。国文学の渡辺昭五氏は、記・紀の歌謡に見える「八重垣」・「柴垣」等を「聖域を標す神樹と柴によって張りめぐらせた靈域であり、その垣内で神靈であるべきその代理執行者の男と、神の託宣を受けるべき聖女によって行われる婚媾の儀式の場」で、「幾重にも張りめぐらされた垣は、浄と穢の、貴と賤の、境界であり、論理や倫理を超越した人間でなければ侵すことのできない禁忌地帯」・「聖域」と解されている^③。反正の丹比柴籬、宮や崇峻の倉橋柴垣、宮のように、垣を宮号とする宮が存在することもあわせて注意されねばならないだろう^④。また、臣連伴造国造村首が所有する私的隸属民である「部曲」の古訓は、「カキノタミ」・「カキ」^⑤であり、区画され限定された民あるいは編結構成された民の意とされているが、この場合の「カキ」は垣であり、垣内のカキに同じと考えられているのである^⑥。古代においては垣は家・宅などの単なる付属物だったの

ではなく、家・宅の他に特定の耕地や、場合によっては人間をも他と区別・分離するものだったのである。本来は聖域を示したとも考えられる垣は、特定個人が他者の侵犯を許さない、自らに属する空間を生み出す手段であったと考えられる。このような垣による分割・領有の展開と拡散の中に、平安朝の垣内は位置づけられねばならないだろう。次の史料を見ていただきたい。

下総国香取社敷地内二俣村壹所事

在御燈料荒野壹所事 平朝臣（花押）

右件所者、雖当神領内、三十〇年之間成牧之地、無段歩見島、而前神主大中臣知房募彼地（利カ）物、為進每夜之御燈、慨徵力、廻治術、又固堀垣、相語百姓等、可令耕作之由、所被申請也、⑩（以下略）

この大中臣知房は、安元元（一一七五）年八月に香取宮司（神主）に補せられた人物であるから、これは平安末から鎌倉初期のことと考えてよい。⑩すなわち荒野を見島化するにあたって「堀・垣」が固められるのである。平安末になっても、周垣と区別・分離して領有を実現するにあたって、垣の機能が保持されているのである。

では次に平安期の垣内の諸用例を見て行こう。『平安遺文』に見える垣内の用例を示したのが、表一である。⑪これらの具体的なあり方については次章以下で検討することとして、ここでは垣内という語・言葉の表記・記載について論を進めていく。まずこの一一〇ほどの事例において、漢字による表記としては「垣内」が圧倒的に多いことを指摘せねばならない。例外としては「垣土」（表一—33）一例のみである。そこで問題は漢字の表記としてはほとんど分化していない、「垣内」が、当時どのように読まれていたかである。平安期のさほど多くはない仮名書きの事例からは、「かきうち」（表一—38・104）、「かき内」（92）と「かいと」（54・77）・「カイト」（39）・「かいつ」（62）の二系列（便宜的にカキウチ系とカイト系と呼ぶ）に分類することが可能である（端裏書・異筆等を除いたとしても成立する）。それでは表一の38と54とを見ていただきたい。両者は同じ大和国左京八条四坊七坪辰巳角の嶋垣内に関するものであるが、一方では「しまのかきうち」、他方

表1 平安期の垣内

番号	文書名	年号	平安遺文	所在	地目	記載事項	条里
1	河内龍泉寺資財帳写	承和十一(844)	11—補248	(河内國石川郡)		寺所領山地 庄垣内二段五十步 同(龍川)垣内百步	×
2	紀伊國在田郡司解	仁壽四(854)	1—115	紀伊國在田郡	新田	垣内籬田七十二步 垣内籬田西圭一段	×
3	河内國觀心寺緣起資財帳	元慶七(883)	1—174	但馬國捷文郡	島	奉納鐵料 十七条七畝田里十九大垣地三段四十步	○
4	某寺資財帳写	延喜頃	9—4559	山城國經喜郡	島	二十一條荒船里十三坪四段 田原下箇垣内	○
5	伊勢國近長谷寺資財帳	天曆七(953)	1—265	伊勢國多気・飯野郡	野田・島	四疋田里十九坪垣内一段 他	○
6	大政官牒	天徳四(960)	1—275	美濃國厚見郡		北限朴垣	
7	大政官符案、他	天元三(980)	2—318	大和國宇智郡	田・島	高粱麴牧地 河南三条五里十五坪垣内二段 他	○×
8	披非塗使別當宣案	長保元(999)	2—384	紀伊國伊都郡	宅	宅垣内丑寅角令住□從者内藏正木	
9	山城國辨定寺田畠流記帳	三(1001)	2—408	山城國經喜郡	島	沙弥徳秀垣内島一町二段 他	×
10	筑前國觀世音寺牒案	長元八(1035)	2—538	筑前國御笠郡	島→田	市町垣内二段	
11	披茶寺宝殿物紛失伏案	長久三(1042)	10—補167	紀伊國在田郡	田カ	所領田地 小中垣内四段在中垣内五段	×
12	山城國乙訓郡司解	五(1044)	2—618	山城國乙訓郡	田	庄田 二十七坪七段(垣内五段東二段)	○
13	紀伊國某郡收納米進未勘文	永承四(1049)	3—672	紀伊國高田郡	島カ	岡前垣内 辛海村垣内、他	×
14	田口代武田島壳券	七(1052)	3—694	安芸國高田郡		私領田島 末垣内三段 円高垣内六段	×
15	散位藤原美述所領讓狀案	天喜四(1056)	3—763	伊賀國伊賀・阿拜郡	田島	先祖相伝所領 高垣内七段 他	×?
16	寛木披包私領田島注文	康平元(1058)	3—901	安芸國高田郡	島	私領島赤田 念智垣内二段 他	×
17	興福寺大和國雜役免坪付帳	延久二(1070)	9—4639・40	大和國城上郡	公田島	東辺垣内二段	×
18	大政官牒	四(1072)	3—1083	紀伊國那賀郡	公田(島)	高田垣内一段 稲葉垣内一段 他	×
19	僧麁懸家地壳券	五(1073)	3—1095	大和國添上郡	公田島	新開松見垣内二段 京極垣内二段 他	×
20	薬師寺念仏堂牒	承保二(1075)	3—1111	平群郡	公田島・ 不輸免田	床垣内一反 和田垣内一反小、他	○
21	伊賀國名張郡司注進状案	承和四(1080)	3—1116	伊賀國名張郡	島カ	免除官物地利 寺垣内二段 木津垣内北南三段	○
22	山村獅子牌	承和四(1080)	10—補18	大和國添上郡	島カ 島	家地一段百二十步 字小角垣内 燈油科島 垣内二段 垣内四段 國領 嶋良門垣内五段等五城案二百本他 相伝所領 大窪垣内一段在林、他	×

23	大和国崇敬寺懸	永保二(1082)	4—1192	伊勢国安西郡	田	官省符寺領 十五条八幡生里六区内田五段百步	○
24	安芸国高田郡司解	応徳二(1085)	4—1280	安芸国高田郡	田	先祖相伝所領畠 宇賀屋垣内	○
25	〃	〃	9—4649	〃	畠→田	先祖相伝所領畠 朝日垣内八段巳田字河原田	×
26	伊賀国司守宣案	寛治元(1087)	4—1257	伊賀国名張郡	畠	所領畠桑 由好垣内 有犬丸垣内, 他	○
27	〃	〃二(1088)	4—1262	〃	畠	所領垣内 領主進退	○
28	五師某屋分状	〃三(1089)	4—1289	〃	畠	上座垣内畠一段百二十步東辺	×
29	大宰府公文所御注案	寛治三(1089)	4—1277	筑前国上座郡	桑畠カ	相論桑垣	○
30	大宰府下文案	〃	4—1278	〃	田	同(伊勢道)垣内三段 午合才二反	×
31	伊賀国湯船村田坪村注文案	〃	4—1284	伊賀国阿閉郡	田	相伝領兼畠二段百二十步 林垣内	○
32	僧長真屋分状	永長二(1097)	4—1374	大和郡平群郡	畠	先祖相伝地 中南北垣土惣地	×
33	僧京口垣内壳券	貞和三(1101)	10—楡28	紀伊国在田郡カ	田	先祖相伝所作手 國貞居垣内七段(田二段畠五段), 他	×
34	東大寺政所下文	嘉承元(1106)	4—1666	伊賀国名張郡	田	先祖相伝作手 國貞居垣内七段(田二段畠五段), 他	×
35	伊賀国黒田莊刀禰等請文	〃	4—1667	〃	〃	私宅并垣内倉并雜物	○
36	僧頼源解	〃二(1107)	4—1679	大和国添上郡	宅地カ	相伝所領 左京八条四坊七坪辰巳角 嶋垣内三段	○
37	大安寺権上座長念畠壳券	〃	4—1682	〃	畠	端裏「大安寺嶋垣内券しまのかきうち」	○
38	〃	〃	4—1683	〃	田	永作手五条五里四坪内五段 異筆「カイトソリイ」	○
39	大和国隈莊田宛行状	〃三(1108)	4—1686	〃	田	私坊畠五段 在矢川条一切西古垣内	×
40	山辺延末牛馬舟進状	〃	4—1687	伊賀国名張郡	畠	畠五段 矢川条一切西古居垣内	×
41	僧某畠壳券	天仁二(1109)	10—4964	〃	〃	私領畠 八条九里二十五・六町坪内三段字中垣内, 他	○
42	開補院住僧解	天永二(1111)	4—1746	大和国平群郡	畠	作手畠二段 八条八里三十五坪異筆「垣内」	○
43	僧俊因作手畠去文	永久二(1114)	5—1812	〃	畠	作手田畠八条九里二十七坪畠字長田垣内二段	○
44	僧某作手田壳券	〃	5—1813	〃	畠	寺領田畠 六坪二段六十步并畠字化石垣内, 他	○
45	弘福寺僧彦印解	永久四(1116)	5—1862	高市郡	畠	所領家地 所領畠八条九里三十四坪内林垣内三段	○
46	僧清真家地処分状	保安二(1121)	5—1922	平群郡	家地=畠	年来所領 田畠一処畠二段字披路南垣内北辺私地, 他	○
47	法隆寺五師婆孫処分状	〃三(1122)	5—1967	カ	畠	切期下入垣内	×
48	兼貞珍光時論田勘注案	〃四(1123)	5—1999	和泉国和泉郡	〃	相伝所領左京八条四坊七坪辰巳 嶋垣内三段	○
49	大宅藤子畠壳券	大治四(1129)	5—2126	大和国添上郡	畠		○

番号	文書名	年号	平安遣文	所在	地目	記載事項	条里表示
50	豊前国八幡宇佐宮披袈裟友成解	〃	5—2127	豊前国宇佐郡	嶋	古作田嶋小坡垣一段	×
51	宇佐宮公文所間注日記	〃	5—2158	〃	〃	大木垣一処 小坡垣一段、他	×
52	豊受大神宮禰福宣使会来田地売券	〃	5—2171	伊勢国三重郡	田嶋	故親父御領 在三重郡河後郷等当則口居住垣内 置伝所領掌地 左京八条四坊七押辰巳角 嶋垣内 二段	×
53	備前寶島買券	〃	5—2173	大和国添上郡	嶋	嶋垣内 嶋三段端裏「しまのかい」と	○
54	〃 直米請取状	〃	5—2174	〃	〃	轉内	
55	源義胤入状案	天承二(1132)	5—2216	〃 平群郡	〃 嶋カ	新施入田嶋敷地西北両垣内合三段	
56	伊賀国矢河中村夏見公嶋取帳	長承三(1134)	5—2303	伊賀国名張郡	公嶋	木屋北垣内妻一段御半得小、他	×
57	紀伊国荒川莊檢注帳	保延元(1135)	5—2336	紀伊国那賀郡	田	黒川大垣内入段已見作、他	×
58	秦四子田地売券	〃 二(1136)	5—2341	大和国山辺郡	便田	先祖相伝所領三段十二条七裡六坪西畔本 垣内自西三段」	○
59	法隆寺金光院露油嶋注文案	〃	5—2344	〃 平群郡	嶋	先相相伝所領三段十二条七裡六坪西畔本 垣入金米糶三掛燈油料嶋十一條五里二十三・二十 六坪六段置當垣内	○
60	豊前国秦國門解	〃	5—2358	豊前国宇佐郡	嶋	領掌田嶋一段小坡垣	×
61	山城国笠置莊檢田帳	〃	5—2359	山城国相築郡	田	田屋垣内一段井尻垣内一段小、他	×
62	大中臣道衡廻分状案	かんろく (寛年号)	10—4998	伊勢国	家地カ	為光いかいつ四段五、国所いかいつ三段五、他	×
63	豊前国八幡宇佐宮公文所間注記	保延三(1137)	5—2360	豊前国宇佐郡	嶋	嶋一段字小坡垣	×
64	僧行門出家米借状	〃 四(1138)	5—2383	伊賀国名張郡	田	差置質券田一段矢川十八切西東字竹垣内	×
65	策大寺證案	永治元(1141)	6—2452	美濃国厚見郡		北限朴垣并小厚見小路	×
66	美濃国苗部莊住人申文案	〃 二(1142)	6—2469	〃	居住所	朴垣 朴垣内別当居住所 石原垣内	○
67	大和国平田莊内檢帳	久安四(1148)	6—2652	大和国衣笠郡	田	十一条五里二十二坪 同西垣内五段(二十七・二 十八・三十二坪内)	○
68	板上仲国宛行状案	〃 五(1149)	10—補76	紀伊国伊都郡	田	先祖相伝所領字山本垣内一町之内田三段	×
69	法阳某替状	〃 六(1150)	6—2693	安芸国佐東郡	田・嶋	垣内者、凡不可及沙汰歟	×
70	平行兼光領讓状	仁平二(1152)	11—補323	大和国宇陀郡	田	相伝之私領重光垣内五段東垣内一町、他	×
71	山崎柊子田嶋廻分状	〃 三(1153)	9—2776	大和国宇陀郡	田	先祖相伝所領 田一段小坂光寺垣内、他	×
72	清原友次嶋売券	久寿三(1156)	9—4749	大和国宇陀郡	嶋カ	先祖相伝所領寺垣内之東垣一処	×
73	鹽原木守藤井通時解	保元元(〃)	6—2841	山城国野守郡カ	田	左大臣殿女房筑前山庄垣内、在作田二段	×

74	豊前国八幡字佐富御装束所檢致 天神貞安葬	〃	6—2855	豊前国宇佐郡	島	先祖相伝田島 島一段字大木垣	×
75	大和臣正元島地廻分状案	〃 二(1157)	6—2874	伊勢国度会郡	島田	伝領承継 百八十歩 上宇羽西村字太良垣二段内 小垣内一段真垣内一段六十歩	×
76	山城国笠置佐岐口帳	〃	6—2879	山城国相葉郡	田	先祖相伝私領東郷十六条三里二・三坪三段小 先「さいかわのかい」と	×
77	藤原仲子家田島議状	〃 三(1158)	6—2966	大和国城下郡	家地	十三条三里十五坪一段小 小垣内他領	○
78	大和国小栞生名名坪付	平治元(1159)	6—2991	大和国広瀬郡	(田島)	年来私領 田一段字大垣内	○
79	僧覚永田地売券案	〃	6—3039	〃 添上郡	田	島地百八十歩 在上宇羽西村内字太良垣内	×
80	大和臣某島地去渡状	永曆二(1161)	7—3145	伊勢国度会郡	島	器日免島 三段 代藤垣内	×
81	僧心信申状	〃	7—3151	大和国平群郡	島	相伝領掌地一段 三把谷西国未垣内西へッ	×
82	僧定信島地売券	永曆三(1162)	7—3165	紀伊国那賀郡	島	名島一廻 字大根地西方島御年代有垣地	×
83	吞取社大願堂大和臣某議状	応保二(1162)	7—3223	下総国香取郡	島	先祖相伝地 中南垣内一廻	×
84	僧敦美垣内廻分状	〃 三(1163)	10—補101	紀伊国在田郡	山地	故親父所領百八十歩上宇羽西村内太良垣二段内	×
85	某島地売券	永万二(1166)	7—3377	伊勢国度会郡	島	屋志き一所 字佐加垣	×
86	豊前国漆嶋松末屋敷議状	〃	7—3382	豊前国宇佐郡	屋敷	先祖相伝所領 垣内七段内田三段垣四段 他	×
87	紀伊国藤原忠村田島廻分状	仁安元(〃)	7—3407	紀伊国伊都郡	田島	相伝所領島 一段 豊國垣内八条九里二十七坪	○
88	大和国高向婢子島売券	〃 二(1167)	7—3442	大和国平群郡	島	居住垣内之島 押作	×
89	近江国大番管人僧良命解	〃	9—4819	近江国犬上東郡	島	今北垣内於五間者、藤原中子買取畢	×
90	藤原中子注進状	〃 三(1168)	7—3477	〃	〃	相伝私領 西垣内一所	×
91	僧観俊垣内廻分状	〃	10—補109	紀伊国在田郡	島	相伝領地 島一段小 板やかき内、他	×
92	大山行貞田島充文	〃	7—3484	〃 伊都郡	田	先祖相伝之私領 野田原南郷(垣カ)内	×
93	阿保行宗田地荒野議状	嘉応元(1169)	7—3517	〃 那賀郡	田地荒野	端裏(野田原南垣内)	×
94	豊井莊地子注進状	〃 二(1170)	7—3554	大和国宇智郡	〃	久時三升上段垣内 守行五升帖垣内、他	×
95	大江正影解	〃	7—3560	〃	島	先祖相伝所領 伊賀垣内島一段 替渡	×
96	藤原因次島地売券	承安元(1171)	7—3575	伊賀国名張郡	島	先來相伝之領地 所領島一段 在中村条字垣内	×
97	豊前国仲津尾寺座主神智解案	〃 二(1172)	10—5056	豊前国宇佐郡	田・島	燈油料田島 三段字垣内田 二段字上津垣、他	×
98	平助蓮田島等廻分状案	治承元(1177)	8—3812	〃	田島	先祖相伝私領 一廻田島字注進(垣)内、他	×
99	清原三子島地売券	〃 二(1178)	9—4880	大和国宇陀郡	島カ	所領一廻寺垣内之東島	×
100	佐伯三子田地売券 (島)	〃	8—3823	〃 添上郡	島	先祖相伝私領 三段在京八条四坊七郎辰巳角字帖 垣内	○

番号	文書名	年号	平安遺文	所在	地	田	記載事項	系累表示
101	僧玄輪島地売券	〃	8—3864	〃	島	先祖相伝所領 南一条七里二十四坪字山田西垣内二段	○	
102	僧永盛等田島処分帳	〃三(1179)	8—3870	〃平群郡	島	買相伝領 島一段 興隆「字上堂垣内」	○	
103	僧淨照田地去渡状	〃	8—3876	〃紀伊國伊都郡	田	相伝所 西垣内のみをきた百歩	×	
104	坂上久寿田地売券	〃	11—補390	〃	田	先祖相伝領 二段大 田中垣内 端裏「たなかのかきうち」	×	
105	僧相兼田島処分状	〃四(1180)	8—3916	〃大和國添上郡	島	私領 島二段 字房垣内	×	
106	清原中子田地売券	〃五(1181)	8—3947	〃伊賀國名張郡	田	先祖相伝領 二段 中村条字豊原北大垣内横枕	×	
107	辰会氏慈島地売券	〃	8—3981	〃伊勢國度会郡	島	買得 島地 百八十歩 居住垣内	×	
108	紀伊國荒河庄田島坪付注文	〃	10—補134	〃紀伊國那賀郡	島	一所一段百八十歩 居住内、他	×	
109	大江英畠地相傳券	〃三(1183)	9—4888	〃山城國養野郡	島	私領一処 一町五段字四町畠中垣内	×	
110	僧能通田島処分状	〃	8—4076	〃紀伊國伊都郡	(田島)	相伝私領 西垣内	×	
111	宇佐貞時殿状券	〃	8—4220	〃豊前國宇佐郡	島	相伝私領 一所字四らう垣、他	×	
112	藤原盛宗寺地殿状	〃元暦元(1184)	8—4253	〃伊勢國度会郡	島	先祖相伝之施入地 寺敷地一段 藤原垣内	×	
113	度会神主菜島地相傳券	〃二(1185)	8—4254	〃	島	先領 島地百八十歩 氏継□□垣内	×	

では「しまのかいと」と記されている。ただ両者共に端裏に記されたものなので、平安期の読みそのものと即断することは慎しまねばならないが、少なくとも「垣内」が「カキウチ」とも「カイト」とも読まれ得たことは確認してよいであろう。ここで表一に「何々垣」とあるものをもあげておいた理由を説明せねばならない。表一—75・80・85の事例を見ていただきたい。これらは大中臣正元が処分した伊勢國度会郡湯田郷上宇羽西村の一八〇歩の同一畠地に関するものであるが、75においては「上宇羽西村字太郎垣」、80では「上宇羽西村字太郎垣内」、85では「上宇羽西村内太郎垣」となっている。すなわち太郎垣と太郎垣内とは同一のものを指しているのである。この事實は「何々垣」と史料上見えているものが、「何々垣内」と記されているものと同実体である場合の一事を示している。豊前・豊後などの平安・鎌倉期の畠地史料のほとんどは、「垣」として現れており、これも垣内の事例としてよい。また「垣地」については、但馬(表一—3)・下

総(83)に見えるのであるが、これは「垣」+「地」と考えられるのである。

では鎌倉前期まで対象を拡げてみよう。^⑤『鎌倉遺文』一五卷文永一二(一二七四)年までに見える垣内史料は、ほぼ一四〇あまりであるが、ここでも漢字の表記ではやはり「垣内」が多い。しかし「垣戸」^⑥や「垣土」^⑦が散見されるようになり、またその表われ方も平安期とは異なった状況を想定せざるを得ない。同一文書中で相違した表記「垣内」と「垣戸」、あるいは「垣内」と「垣土」がなされるようになるのである。

下長谷郷末弘名田教事

合

中嶋壹反百四十歩 中嶋壹反半

垣土大 旧河大歩

谷口貳佰七十歩 居坂壹反六十歩

西垣内貳反大 河部壹反廿歩

葦原参百歩 已上本庄分^⑧

(以下略、傍点筆者)

平安期にはすべて「垣内」であった大和にも「垣戸」^⑨の例が現れ、鎌倉期に入り表記が次第に分化・多様化しはじめたことが確認されるのである。この分化・多様化をどう理解したらよいであろうか。

前述したように、本来「カキ」は区別・分離し、ある特定個人に属する空間を表示したのであるが、「カキウチ」および「カイト」という語は、この「カキ」に内を示す「ウチ」や、処・所の意の「ト」が接続した語で、同じ意味内容を持つものと考えてよい。一方で垣によって周囲と区画された家・宅や特定耕地等を表現する場合、漢字では「垣内」が一般的に用いられたため、「垣内」は「カキウチ」とも「カイト」とも結びつくようになったのであろう。したがって「カキ

「垣」だけでも、「垣内」と同実体を示し得たのである。平安期において「カキウチ」・「カイト」はほとんどの場合「垣内」と漢字表記されたのであるが、鎌倉期に入り、「カイト」は「垣内」の他に「垣戸」や「垣土」とも表記されるようになり、除々に表記が分化・多様化していく。また「カキウチ」・「カイト」自身も、「カクチ」・「カイツ」のように転訛していくことになる。

鎌倉期に入っている垣内表記の分化・多様化は、当然ながらその実体の変化を反映したものと考えられるのである。具体的には次章以下で述べることとなるが、それは何よりも、「カキ」垣」で区画することが、分割・領有を意味したという歴史的条件が、鎌倉期には大きく変化していったことを示しているのである。

① 『万葉集』で「垣内」が見えるのは六例である。ここでは特に

・小垣内（小垣内）の麻を引き干し妹なねが作り着せけむ……（巻九 一八〇〇）

……神名火の清き御田屋の垣内田（垣津田）の池の堤の百足らす……（巻一三 三三三三）

に注意しておきたい。表記は岩波古典文学大系に従った。（）内は原表記を示す。他には巻八 一五〇三・巻一八 四〇七七・巻一九 四二〇七・同四二八七に「垣内」が詠まれている。また「垣内」とは見えてはいないが、「柵越しに麦食むこうま」（巻一四 三五三七）のように、柵（垣）をめぐらした麦島の例も存在する。

② 『古代建築のイメージ』（NHKブックス）一九七九年

③ 吉田孝氏は「奈良時代前後には、在地首長ないし上層農民を除いては、まだ明確な区画をもったイヘ・ヤケは成立しておらず、一般農民の住宅は、空間的にもう少し大きな共同体のなかに包摂されていたのではないか」とされている。「律令制と村落」（前掲）

④ 中巻第一〇

⑤ 「古代歌謡発生の聖域・イチと『垣』と——海石榴市の歌垣をめぐって」（国学院大学日本文化研究所紀要）45 一九八〇年）

⑥ 秋山日出雄氏は宮の構造における垣の隔離性に注目されている。

⑦ 訓読を記す『日本書紀』写本のうち、書写年代の最も古いと見られるのは寛平・延喜の頃と推定される岩崎本であるが、その皇極元年是歳条「部曲」は「カキノタミ」と訓読されている。また大化二年正月甲子条「部曲」は「カキ」（北野本）院政期が訓である。他の訓読は鎌倉以降のものであるため省略する。「民部」も平安後期の訓では「カキベ」・「カキ」とされている。訓読については岩波古典文学大系『日本書紀』によった。

⑧ 津田左右吉「大化改新の研究」（日本上代史の研究）一九四七年）

⑨ 中田薫「我古典の『部』及び『縣』に就て」（法制史論集）第三巻上 一九三三年）

⑩ 岩波古典文学大系『日本書紀』皇極元年是歳条頭注

⑪ 年不明二俣村荒野開墾免許状断簡（千葉県史料中世編香取文書）旧

源太祝家文書（二） この史料については、戸田氏が領主的土地所有の面から検討を加えられている。「在地領主制の形成過程」（『日本領主制成立史の研究』一九六七年）

⑭ 福田豊彦「封建的領主制形成の一過程—下総国香取社の場合—」（安田元久編『日本封建制成立の諸前提』一九六〇年）

⑮ 後述するように「垣内」と実体を示すと判断される「垣」も含めてある。記載事項欄には、垣内に関する権利内容等を示す語句・面積等を記入した。大和国宇智郡柴山寺領に関する一連の免除領田制史料は、基本的には同一の坪付によるものであるため、表一—7で代表させた。

⑯ 表一—66の事例においても、「朴垣」と「朴垣内」が、実体としては同じものを表していることが明らかである。

第二章 平安期の垣内

第一章では、垣内という語・言葉の本来の意味やその表記の変化等についての考察を行った。本章では、そこでの検討を念頭において、平安期における垣内の歴史具体的なあり方を考察していく。まず最初に平安期の垣内史料の地域的分布を見ておこう。史料の数は多い順に、大和三四例、紀伊一八例、伊賀二三例、伊勢一〇例、豊前八例、山城七例、安芸五例、美濃三例、筑前三例、河内・和泉・近江・但馬・下総各一例、不明七例となる。畿内・近国を中心に、かなりの広がりをもった分布を示しており、特定地域のみものではないことは明らかである。时期的な分布についてはどうであろうか。表一に明瞭に示されているように、平安期全体では一一〇余例にのぼる垣内史料も、一一世紀前半まではわずか一〇数例にすぎない。一一世紀後半以降の垣内史料の急激な増加は、史料総数の増大を考慮に入れたとしても、やはり注意しておかねばならないだろう。この史料の残り方自体が垣内の性格の一端を物語っているとも言えるからである。以下、垣

⑰ 紙敷の都合等により、鎌倉期の垣内についての詳細は別稿を期すこととして、ここでは要点のみにとどめる。

⑱ ①寛喜元（一二二九）年二月一日長谷郷内垣内田畠宛状（鎌倉遺文）三九〇九 以下『鎌倉遺文』は「鎌」、『平安遺文』は「平」と略す。②寛喜三（一二三二）年三月一日僧良□田地処分状（鎌四一—一四）・③文暦二（一二三五）年五月一日紀伊下長谷郷末弘名田数注文案（鎌一四七五八）

⑲ 建長三（一二五一）年八月五日沙弥西信所領配分状案（鎌一七三三五）

⑳ 註 16 ②

㉑ 註 16 ②

内についてでき得る限り具体的に考察し、その歴史的意義を考えていくのであるが、紙数の都合等により、主要な考察対象を史料の内容や性格・分布等から伊勢の一部および大和とする。紀伊・伊賀・山城等については、別稿に譲ることとしたい。

① 表一の集計にあたって、一通の文書に何カ所か垣内の事例が記されている例として計算した。また同一地であっても記載されている

史料が異なれば、それぞれ一例とみなした。

第一節 伊勢国近長谷寺資財帳にみえる垣内

まず最初に、数少ない一一世紀前半までの垣内史料のうち、垣内の持つ性格を最もよく示すものとして天曆七(九五三)年伊勢国近長谷寺資財帳(表一―五)を取りあげる。近長谷寺は、松阪市の南、多気郡多気町長谷の山上に現存しており、仁和元(八八五)年に在地豪族正六位上飯高宿禰諸氏(法名仏子観勝)が、内外の近親等に勧めて建立した地方私寺である。この資財帳は建立以来、飯高氏につながる人々によって近長谷寺に施入された堂舎・墾田・畠等を勘定し、後代の流記としたものであるが、その記載内容等についてはやや検討を要する。まず「本願施主子孫」や「在地加證書」などの署名部分は、「在名」・「在判」とあり、現存資財帳が案文であることは疑いのないところである。この資財帳は、天曆七(九五三)年に作成され、天徳二(九五八)年の郡判があるのであるが、文中に「荒木田有穂応和二年七月五日施入垣内貳處」の記載が見えており、応和二年(九六二)とは時期的に矛盾が生じる。原本調査の結果、この部分が追筆でないことも判明した。しかしところどころに

「康保二(二百歩也) 十八条三番生里廿三・廿六坪治貳段貳佰歩」
「建仁ニ九坪一反」
「異筆・』」朱筆)

のように異筆で、康保・長和・建仁(朱筆)各段階での地名・面積等の異同が記されていることを考えるならば、康保年間(九六四―八)には現存資財帳はすでに存在していたと判断されるのである。おそらく天曆七(九五二)年に資財帳の原本

表3 多気郡一六条一七条東寺領
川合庄田表

一六条二井内里一三坪上国帖田一町
〳 三〇坪一町
三疋田里四坪下国帖田一町
〳 三四坪一町
四疋田里四坪橋本町一町
〳 二七坪太田一町
〳 三四坪宅戸田一町
五相可里一〇坪一町
〳 一一坪村早田一町
六山田里三坪須具田一町
〳 一〇坪下腹田一町
一七条二判田里八坪桃原田一町
〳 三〇坪庄山田一町
〳 三一坪一町
〳 三六坪二反

が作成された後、応和二（九六二）年に至って新たに垣内が施入されたため、案文作成にあたって、それを書き入れたのであろう。このように作成された案文は、少なくとも一三世紀初までは所領等のチェックにあたって異同が書き込まれ、実際の機能を果たしていたと考えられるのである。したがってこの現存資財帳は原本に準ずるもので、一〇世紀の在地の状況を示す史料としてよい。

資財帳にはすでに注目されているように、「本願主施入」（建立時における施入であろう）によるものから、応和二（九六二）年までの「人々施入墾田」―治田および「畠」―垣内等^②についての、条里坪付・四至・施入年月日・施入者名が記されている。垣内の一例を示そう。

五相可里四坪垣内壹處

四至 東限公田 西限公田
南限公田 北限深溝

右垣内、寺家座主大法師泰俊延喜十五年正月十四日施入在願文

資財帳に見える施入地は、多気・飯野・度会三郡にまたがっているが、大部分は多気郡、特にそのうちの二六条一七条

に多く集中している（表二）。また多気郡一六条一七条には、東寺によって川合庄田と主張される次のような水田が存在したことも知られている（表三）。以下一六条一七条に焦点をあてて論を進めて行くことにしたい。

地形と土地利用に注目してこの地域の条里を復原するならば、図一のようになる。これから明らかなようにこの地域は櫛田川中流南岸の段丘面上に位置し、山麓から河岸に向かってゆるやかな傾斜を示しており、一〇度ほど西へ偏した条里制地割が明瞭に分布している。当然櫛田川の水は灌漑には利用できず、山麓の湧水および小谷をせき止めた溜池が用

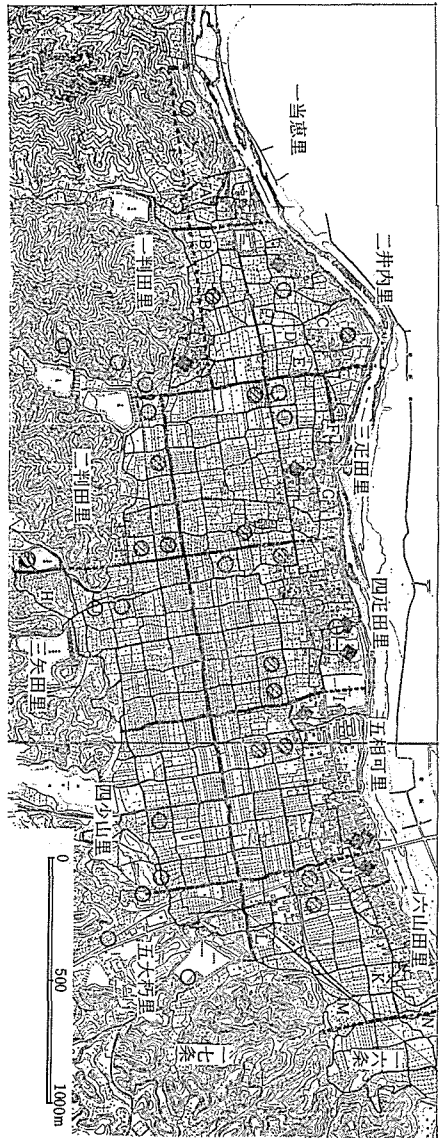
多気郡一六条一七条所領一覽

西	北	備考
公田 故伊勢大掾藤原 麻統広宗治又畠少在 伊勢友高領地 福田寺田 子午畔 子午畔 僧泰俊領地 治田 斎宮寮前允私部有良治 故藤助地 頻(領)地 官守寺地・佐奈山寺治田 長谷治田 公田 長社・大畔 道・藤原定光領地 同寺垣内 里幡社 垣根	柳田河 麻統統令領地 道 伊勢元範治・卯酉大道 公田 公田 福田寺田 柳田河岸 公田 清水寺地 河 柳田河岸 故相可藤判官忠助地 長谷寺垣 深溝 柳田河河岸 大道・長谷領垣内 大道 岡 中垣	故飯高常実,延喜二十二(922)年十一月六日施入 多気郡檢校麻統統令施入 飯高豊子,寛平七(895)年正月十三日施入 飯高豊子施入 8・十七条の3は日置貴曾町子并男丈部薬円丸, 寛平七(895)年活進 9・13・14は故麻統在子,延喜十三(913)年五月二十 七日進 10・十七条の2・十七条の4は相可故大司大中臣 良扶施入 11・17前々斎宮寮大允百濟永珍,天慶二(939)年 正月十三日施入 土佐國掾大中臣清光,天慶九(946)年四月八日施入 寺家座主大法師泰俊,延喜十五(915)年正月十四日 施入 藤原乙御,延喜十九(919)年二月二日施入 伊勢後生,承平元(931)年正月十五日施入 19・十七条の10は故物部康相 延長二(924)年正月三日施入 神麻統神部麻統員世,中臣部貞安 延喜二十(920)年正月廿日施入 仏子薬勝,天曆二(948)年中施入 日置畠布町,天曆三(949)年十一月六日施入 飯高僧九,延喜四(904)年二月十一日施入 故大宰師宮御監伊勢包生,延喜十七(917)年八月二 十一日施入 本願主施入 本願主施入 故麻統孝志子,延喜五(905)年進寺家 少瓜子給分,近長谷寺施入
岡 岡 山・岡・沢田 一段三百 歩 公田 故藤原経隣領地 溝 前主嘸武雄治田 林 岡 岡	大溝 公田 岡・公田 公田 同人治 公田 溝 林 卯酉溝 公田治田	

表2 近長谷寺資財帳

番号	地目	条 里 坪 付 字 名	東	南
1	治田	十六条一当恵里十二・十三坪六段	櫃倉社・岡	岡峯
2	垣内	二井内里九坪 垣内一处	伊勢友高領地	溝
3	治田カ	二井内里十六坪二段二百歩	伊勢国雄治田・故 伊勢大輔老垣内	大溝
4	治田カ	二井内里十六坪二段	長谷寺治	溝・公田
5	治田	三疋田里五坪二段	子午畔	卯酉畔
6	治田	三疋田里八坪二段 字常供田田舎垣内	福田寺田	卯酉畔
7	垣内カ	三疋田里二十坪四段二百歩	酒坂大道	大道
8	垣内	三疋田里相可林寺所一处	溝	溝
9	治田	四疋田里二坪二段 字長田	公田	公田
10	治田	四疋田里十七坪一段	清水寺地	卯酉路
11	垣内	四疋田里十九坪垣内一处	長谷寺領地	大畔
12	垣内	四疋田里十九坪垣内一处		長谷寺治田
13	治田	四疋田里十九・二十坪一段	磯部寺治	故丹生松総宅
14	治田	四疋田里三十坪二段	故大甘今生領地	磯部寺治田
15	垣内	五相可里四坪垣内一处	公田	公田
16	垣内	五相可里三十一坪垣内一处 字石出垣内	磯部寺領地	大道
17	垣内	五相可里三十一・三十二坪一处 居住仏子 仁増	故飯高積子垣内 磯部寺垣内	大法師泰俊領
18	垣内	六山田里五・六坪垣内一处	長社少副殿中垣	磯部寺中垣
19	治田	七新家里十九・三十坪三段	岡	岡
20	垣内	条里不明 相可止利苅垣内一处 (五相可里カ)	中垣	大道
1	治田カ	十七条一判田里二十四坪二段三百歩 字帝釈田	道	谷口・溝
2	治田	一判田里二十七坪一段	溝・岡	富岑寺治
3	垣内	一判田里二十九・三十・三十一・三十二坪 大俣木首垣内一处	小道・故相可大司 大中臣垣内	岡林岑
4	治田	一判田里三十三坪二段 在山田寺前	公田	大溝
5	治田	二判田里六坪一段	治田	小道・相模守藤 原惟範朝臣治
6	治田	三矢田里九坪一段	岡	蓮少池堤
7	治田	三矢田里十坪二段	伊勢石範治	卯酉畔
8	治田	四少山里二十二坪百歩	積子処分林・諸氏 之処分林	諸氏之処分林
9	治田	四少山里三十四・三十五坪一段半	長谷寺地	岡
10	治田	四少山里三十五坪 } 三段 五大朽里一・二坪 }		
11	治田	五大朽里十二坪二段二百歩	岡	治田
12	治田	五大朽里二十一坪二段	岡	治田

図 1 多気郡一六条一七条糸里復原図



- A: 平の垣内 D: 西大垣内 G: 北垣内 J: 藏部寺 M: 美濃垣内
 B: 木の垣内 E: 東大垣内 H: 二ノ久保 K: 釜屋垣外 N: 上ノ垣内
 C: 北垣内 F: 椿垣内 I: 東垣内 L: 十疊

- 東寺領川合庄田の存在した坪
 ◆ 近長谷寺資財帳施入垣内(畠)の存在した坪
 ○ 近長谷寺資財帳施入治田(治田化)した垣内
 ○ 一例を含むの存在した坪

(注) 一筆が複数坪にまたがる場合は記号をその中央に記した。

水源となるのであり、資財帳の一七条三矢田里九坪一反治田の四至「南限蓮少池堤」からも、当時における山麓の溜池の存在が確認できるのである。九世紀末から一〇世紀前半にかけて近長谷寺に施入された垣内は、山麓部の一筆を除き、他は段丘先端部に位置することになる。用水源から離れ、灌漑条件に恵まれなため、畠地として開発されたと推定できよう。

施入墾田の多くは、山麓や小谷に、一部が段丘面上に位置する。湧水や溜池の造成による開田と判断されるのである。それに対し、段丘面中央部には、東寺領川合庄田といわれている田や公田が卓越する。条里制地割施行とそれに伴う灌漑条件の整備が、庄田・公田の存在を許し、その周辺部に墾田・畠地が開かれていった様相をこれから読み取ることができよう。

ここで注意せねばならないのは、一筆ではあるが、施入垣内の中に、五相可里三一・二坪一處のように「居住仏子仁増」と記され、居住事実が示されている例があることである。また四至記載からは、「宅垣内」^⑤の存在も確認されるのである。しかしこれまでの研究のように垣内を家地・屋敷地と考えることが可能であろうか。近長谷寺資財帳においては、居住事実を伴う垣内の例は極めて少数にすぎず、圧倒的多数は畠地をその内容としており、家地・屋敷地を垣内と同義、あるいはその前提と解することは無理と言わねばなるまい。一〇世紀の近長谷寺資財帳に見える垣内とは、条里制地割に示される既開発地の縁辺に、開発によって生れた空間であり、その多くは畠地であるが、場合によっては居住地（「宅垣内」）ともなり得るものである。それは水田化の遅れた地に立地し、それぞれ「一處」として分割・領有され、施入される小規模な空間である。同じ開発地でも、墾田・治田が国衙の土地台帳に登録されて、租税官物徴収の対象となるのに対し、垣内は公的・国家的な支配の対象となっていない地である。屯田制的な性格が強いと言われている日本の班田制では、水田は律令国家の強力な規制下に置かれ、墾田永年私財法によって保証されるようになった墾田の田主権にしても、三年間耕作しなければ失ってしまう不安定な権利にすぎなかったのに対し、園地・宅地は国家の規制の枠外に放置されていたと考えられている。^⑥ 畠地や家地に対する国衙の支配は、この段階ではまだ成立していないのである。^⑦

このような垣内も条件によっては治田化される。近長谷寺資財帳に見える一六条三疋田里八坪二段の治田は

四至 東限福田寺田 南限卯酉畔 字常供田田舎垣内者
西限公田 北限公田

と記されている。^⑧ 四至からは、周囲に「公田」や「福田寺田」が立地することが示されており、用水の便があったため、

垣内を治田化したのであろう。この場合には、水田を内容とする垣内が出現するのであるが、法的には治田と認定され、國家的支配の下に組み込まれていくと考えられる。

① 近長谷寺に関しては、西口順子「九・十世紀における地方豪族の私寺」(『仏教史学』八一・一 一九六三年)が詳しい。資財帳については、吉田晶「平安期の開発に関する二・三の問題」(『史林』48・16 一九六五年)・戸田秀実「律令制下の『宅』の変動」(前掲書)などがふれている。

② 「畠」であって、垣内と明記されていないものは「十六条三疋田里廿坪四段二百步」だけである。度会郡には「地」三筆が存しているが、畠田・畠との関係は不明である。

③ 「平」五八・七六・一三八・二二二・三四二等。『平安遺文』一卷に収められている東寺領川合・大國庄関係史料の多くは、一一世紀に成願寺と相論を重ねた頃に作成されたとおぼしき偽文書であるといわれている。竹内理三「律令財政の新展開―村井康彦著『古代国家解体過程の研究』―」(『古代から中世へ』下 一九七八年)しかし後述するように当該地には明瞭な条里制地割が広がっており、近長谷寺資財帳からも近くの坪に「公田」等が存在していたことを確認できる。少なくとも一〇世紀には、東寺が領有権を主張する坪に水田が開かれていたとして間違いないであろう。

④ 多気郡条里に関しては、すでに谷岡武雄「榑田川中・下流域の条里」(藤岡謙二郎編『河谷の歴史地理』一九五八年)があり、条は北の海岸から南へ、里は西の郡境から東へ進むこと、坪並は条里の南西隅に始まり南東隅に終わる連続式であることが明らかにされ、復原図が作成されている。しかし「六条一七条」に関しては、「三疋田」・「四疋田」等の大字名や小字名「十僧(ジュウソウ)」「三」などの地名を

手がかりに、一六条の三・四・五里を決定されたにとどまっていた。

当時の土地利用と地形とを矛盾なく一致させるには、図一に示した復原以外にないであろう。資財帳の「十六条四疋田里十九坪垣内壹處」および「十六条五相可里卅一坪垣内壹處」の北境は「河」・「榑田河岸」であるが、復原図からもそれは明らかである。また施入治田・垣内の四至記載(「礪部寺中垣」・「礪部寺垣内」等)からは、一六条六山田里五坪付近に「礪部寺」の存在が推定できるのであるが、当該地には小字「礪部寺」が遺存している。しかし一六条のプランをそのまま西へ延長し、一当恵里・二井内里の界線を引くならば、資財帳の記載や川合庄田の位置に矛盾が起こる。二井内里一三坪にある一町の川合庄田は山の上にくるし、一当恵里一三坪にある治田六段の北境は「榑田河」であるはずなのに、やはり山の中に来てしまうのである。四至記載や土地利用を満足するように復原するならば、一当恵里・二井内里は、三疋田里以下と二町分北へずれて接続したと考えるより他はない。このようなプランにしないで、地形により一六条の北側に若干の条里空白地が生じてしまうからであろう。

⑤ 「宅垣内」が見えるのは、多気郡一六条二井内里一六坪治田二段二百歩の四至の「故伊勢大輔宅垣内」、度会郡田辺郷里余金尾地一處の四至の「真神部安吉宅垣内」など。

⑥ 弥永貞三「律令制的土地所有」(『日本古代社会経済史研究』一九八〇年)・吉田孝「公地公民について」(『続日本古代史論集』一九七二年)・梅田康夫「律令制社会の園宅地所有について」(『藤藤弘司・小山貞夫編『法と権力の史的考察』一九七七年)

⑦ 木村茂光「中世成立期における畠作の性格と領有關係」(『日本史研究』一八〇—一九七七年)によれば、一〇世紀末—一一世紀初頭に畠地をめぐる国衙・庄園領主—農民間の闘争が開始されるが、国家的に掌握されるのは延久庄園整理令が画期となることである。本稿は畠地支配に関しては、木村論文に多く依拠している。公領・庄園で農民住居を掌握し、これに在家役を課するようになるのは、一一世紀末—一二世紀初以降のことである。戸田「国衙領の名と在家について」(前掲書)

⑧ 本来は施主飯高氏の農業経営施設としての田舎(田家)の建つ敷地

第二節 大和国の垣内

従来の垣内研究において、最も重要なフィールドとなってきたのが大和である。平安期に限っても最も史料に恵まれているのが大和であり、しかも多様な史料が残され、一国全体の分布をもある程度確定できる唯一の地域である。分析にあたっては、まず垣内の立地と分布について

(一) 興福寺雑役免庄園(表一—17)

(二) 左京八条四坊七坪嶋垣内(表一—37・38・49・53・54・100)

を中心に考察し、垣内の立地条件とその示す意味を明らかにする。(一)は盆地部の条里制地割の縁辺や山間に垣内が位置した場合であるのに対し、(二)は条里制地割内部に垣内が見出される例である。史料の数からは、(一)が垣内立地の一般的傾向を示していると言える。次いで

(一) 宇智郡栄山寺領(表一—7)

(二) 平群郡法隆寺周辺(表一—20・32・42・43・44・46・47・55・59・81・88・102)

の事例から、垣内をめぐる領主支配の展開を解明して行きたい。(一)は一〇—一一世紀、(二)は一一—一二世紀が考察の中心

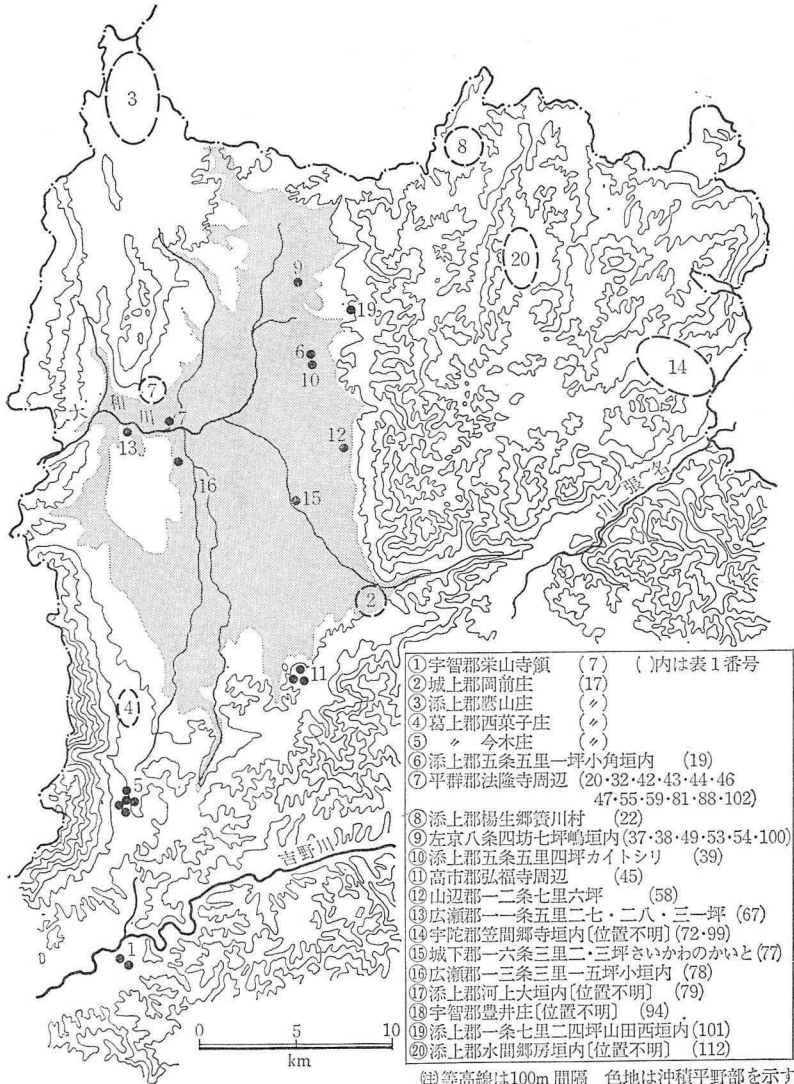
であったのが、治田化され、近長谷寺の常供田にあてられたものと理解されている(戸田註1論文)。施入墾田の中にはもう一筆治田化された垣内が存在する。

阿支呂垣内辰巳新開田壹段余歩

四至 西限 南限 北限 東限

右治、故僧朝仁存日開苑寺垣内、今請作坂上有突、在請文とあるのがそれであるが、近長谷寺山の南の山口に位置し、山の谷水で灌漑したと推定される(戸田註1論文)。

図2 大和国垣内分布図



- | | | |
|-------------------------|---|-----------|
| ① 宇智郡柴山寺領 | (7) | ()内は表1番号 |
| ② 城上郡岡前庄 | (17) | |
| ③ 添上郡鷲山庄 | () | |
| ④ 葛上郡西葉子庄 | () | |
| ⑤ | 今木庄 | () |
| ⑥ 添上郡五条五里一坪小角垣内 | (19) | |
| ⑦ 平群郡法隆寺周辺 | (20·32·42·43·44·46
47·55·59·81·88·102) | |
| ⑧ 添上郡楊生郷簀川村 | (22) | |
| ⑨ 左京八条四坊七坪嶋垣内 | (37·38·49·53·54·100) | |
| ⑩ 添上郡五条五里四坪カイトシリ | (39) | |
| ⑪ 高市郡弘福寺周辺 | (45) | |
| ⑫ 山辺郡一二条七里六坪 | (58) | |
| ⑬ 広瀬郡一一条五里二七・二八・三一坪 | (67) | |
| ⑭ 宇陀郡笠間郷寺垣内〔位置不明〕 | (72·99) | |
| ⑮ 城下郡一一六条三里二・三坪さいかわのかいと | (77) | |
| ⑯ 広瀬郡一一三条三里一五坪小垣内 | (78) | |
| ⑰ 添上郡河上大垣内〔位置不明〕 | (79) | |
| ⑱ 宇智郡豊井庄〔位置不明〕 | (94) | |
| ⑲ 添上郡一一条七里二四坪山田西垣内 | (101) | |
| ⑳ 添上郡水間郷房垣内〔位置不明〕 | (112) | |

(等)等高線は100m 間隔 色地は沖積平野部を示す

となる。これらを含めて、大和全体の垣内史料のうち、比定可能な事例については、図二に示した。

一、垣内の立地と分布

(一) 興福寺雑役免庄園

延久二（一〇七〇）年九月二〇日興福寺大和国雑役免坪付帳（表一―17）には、大和国の一五一庄二三五七町九反余の不輸免田・雑役免田について、庄園ごとにその面積・坪付等が書き上げられている。これによって大和国における興福寺領の全貌をうかがい知ることができるのであるが、その中に垣内と記された坪が散見されるのである。興福寺領という枠内ではあるが、広く大和全体にまたがる寺領であることを考えるならば、坪付帳に見える垣内のあり方から、一一世紀後半段階の大和における垣内立地の傾向を明らかにすることができであろう。

垣内が坪付に表われているのは、一五一庄のうちの次の四庄である。

イ、城上郡岡前庄五町二反六十歩

不輸免田畠二町五反

公田畠二町七反六十歩

常楽会免田二町五段（坪付略）

公田畠二町七反六十歩

廿四条二里八迫百廿ト 十九々牧田五反大（中略）

^(三里) 七浪本二反大 東辺岡本二反 一石栗三反半 東辺垣内二反

城上郡岡前庄は不輸免田畠（常楽会免田）および公田畠あわせて五町二段六十歩という小面積の庄で、各坪は散在傾向を示す。また坪名には「迫」・「東辺岡本」といった表記が見られ、盆地部の統一的な条里制地帯とは違った条件の地域であることがうかがえる。城上郡二四条に關しては、現在のところ条里の復原は完成されておらず、現地比定は断念せざるを得ないが、二三条から判断して桜井市街東南の鳥見山周辺であることはまず動かないであろう。^① 盆地部とはやや異なる

岡前庄の評付は、このような地形的条件によるものなのである。岡前庄における垣内は、盆地部の条里制地割縁辺部に位置する二段の公田畠をその内容とする。

ロ、添下郡鷹山庄田畠四町七段百八十ト 公田也

上用九一段小 中用九一段 砂谷上切一段 (中略) 大北窪半 高田垣内一段 稲葉垣内一段 同南垣内一段半 高田北三段百八十ト (中略) 前田一段百八十ト 古川一段百八十歩 黒沢垣内三段 中屋垣内三段 (以下略)

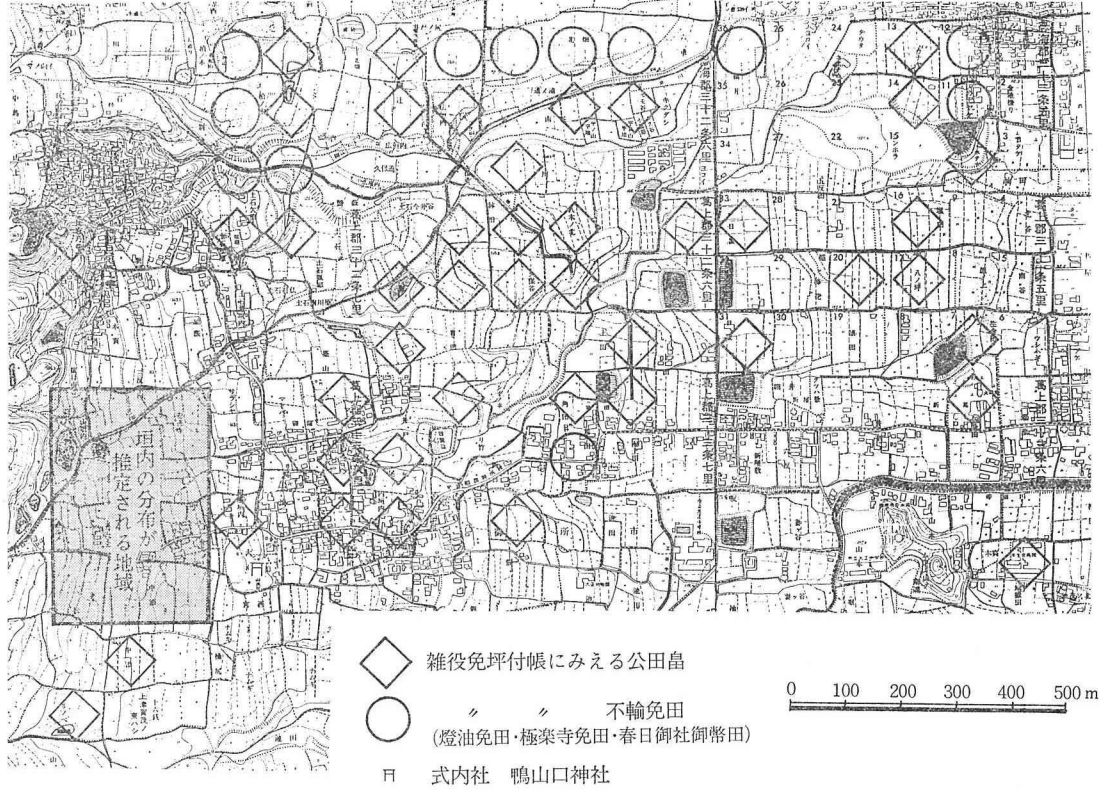
添下郡鷹山庄は地名から現在の生駒市高山町に比定することができる。坪付帳に見える字名と一致するかなりの小字名(大北・稲葉・前田他)が現存し、当時四町七段百八十歩にすぎない田畠が、富雄川開析谷沿いの広い範囲に散在していた事実が判明する。坪付帳に条里表記がないのも当然なのである。鷹山庄における垣内は、生駒山中に散在する、一〇三段の小規模な公田(畠)の一存在形態である。

ハ、葛上郡西菓子庄廿二丁七段百廿ト 公田畠也

(中略) (冊三三卷) 八里一一反 二一反大 三一二反 十五一反大 廿九一二反 卅一六ト 新開(傍点筆老)松見垣内二反 京極垣内二反 法延垣内大 佐伯垣内大 棟堂垣内二反 小部垣内一反 鶴田垣内二反 小坂屋内六十ト 青垣内一反 檜垣内一反 保馬垣内一反小 坂本堂大 酒部垣内二反 同東へ六十ト 佐太垣内大 (以下略)

葛上郡西菓子庄は、現在の御所市街東部、櫛羅のあたりに疎に広がる庄園である。この地は葛城山東麓の扇状地であり、河川の浸食が進んだ複雑な地形を呈し、条里制地割も山寄りの地帯でははっきりしない。この庄における垣内の存在形態で最も注目されるのは、三三条八里(櫛羅東部、猿目にかけての地)にかなりの数の垣内が集中していることであろう。すなわち条里制地割の明瞭な比較的平坦な地域には検出されず、かなりの傾斜を示す山寄りの地域にのみ垣内は立地しているのである。その中には「新開松見垣内二反」のように、新開とされているものも見られる。この地域は全体に公田畠が卓越しているのであるが、これらの垣内群より西(扇頂寄り)には、史料からは公田畠の存在は確認できず、新開とい

図3 葛上郡三三条八里周辺条里図



う表現からも、この付近が当時における開発の前線だった可能性を指摘できよう。垣内群の比定地域(図三参照)の東には、式内大社鴨山口神社が鎮座している。その社地の小字名は「大湊」で水源を意味しており、事実そのあたりは湧水点なのである。^③三九条においては、恐らく水源と考えられる式内社のあたりまでが、条里制地割施行との関連の中で開発されたと考えられ、それに遅れて扇頂部に向って開拓が着手された時、拠点として設定されたのが垣内なのであろう。

ニ、葛上郡今木庄田畠廿二町五段百廿歩

不輪免田廿町三段

公田畠二町二段小

春日御社御幣田廿町

(中略) 卅一四反 卅一―二反

卅五―一反 床垣内一反

(中略) 二里二―三反

和田垣内一反小 小中垣内一

反 二―六反 三―三反

(中略) 廿六―二反 今木垣内一反 廿七―一反

(以下略)

神地田三段(坪付略)

公田畠

(中略) 二里十七―南垣内一反 十三―一反 (以下略)

葛上郡今木庄の不輪免田二〇町三段(春日御社御幣田二〇町・神地田三段)および公田畠二町二段小は、葛上郡三三・三九条と三九条以南の二カ所より成る。垣内の見られるのは後者に限られるため、三九条以南について論を進めていく。この地域も、かなりの傾斜を示す扇状地であると同時に、河川による浸食が進行している複雑な地形条件を示しており、文書上においては条里によって表記されてはいるものの、扇頂部に近いあたりはほとんど地割の痕跡を留めておらず、未施行と考えるべきである。また三九条二里あたりでは西に一度振れた地割が検出される一方、四一条一里になると逆にやや東に振れた地割を見出す。南方宇智郡界に近い風ノ森付近では、東へ一四度傾いた地割が残る。垣内の記載は、今木庄

内においてもこれら条里制地割が施行・遺存している地域には見出されず、扇頂寄りの部分にのみ散見されるのである。

以上雑役免坪付帳に見える垣内を含む四庄園を概観してきた。興福寺雑役免田は盆地部の条里制地帯にも多く分布しているにもかかわらず、これら四庄の坪付に表れる垣内は、すべて条里制地割の縁辺や山間部に限られ、地割が施行されなかったかあるいは一部のみに止まっていた地域に位置する。当然ながらそのような地は、条里制地帯に比して開発が遅れていたと考えられるのであり、葛上郡西菓子庄では明らかに開発の進行の中で垣内が成立していると判断されたのである。この雑役免坪付帳にみえる垣内立地の傾向は、なにもこの坪付帳にのみ限られたものではない。図二から明らかのように、後に考察する宇智郡榮山寺領や平群郡法隆寺周辺も含めて、立地の明示できる諸事例は、条里制地割縁辺の段丘・扇状地・丘陵や山間部に位置するものが圧倒的に多いのである。これは大和国一国にとどまらず、平安期の垣内全般にも基本的に該当する性格と言ってよいのである。

(二) 左京八条四坊七坪嶋垣内

条里制地割内部に垣内が立地した例もいくつか見られる。一つの典型としてここでとりあげるのは、旧平城京域の左京八条四坊七坪嶋垣内^④の事例であるが、これは一時期の断片的な姿だけではなく、平安ノ鎌倉への変遷がたどれるという意味においても注目すべきものと言える。また同所の奈良時代の状況をも知ることができるのである。

宝龜三（七七二）年二月二十九日他田建足桑内真公月借錢解^⑤には

謹解 申請月借錢事

合柒佰文 利百別十二文 質物家一区 在左京八条四坊地十六分之一
在物板屋一間

他田舎人建足三百文

桑内連真公五百文

（以下略、傍点筆者）

とある。「十六分の一」というのは、この左京八条四坊の地が、一六戸主制につながるような京内宅地割が施行されていたことを示すと考えられるのである。また三分した例もこの左京八条四坊で見出される^⑥。左京八条四坊には、史料から天平勝宝・宝龜年間で五名の居住者が確認されており、東市も近いことから、一定の居住人口を擁していたことは疑いなくいところである。また近接した八条三坊では宅地割が発掘されており、それを参考にすることができよう。報告によれば九坪の東半部からは、五期にわたる建物群が認められ、第Ⅱ期では二行八門制によって南から八分の一町、一六分の一町、一六分の一町、一六分の一町に区分する東西の細溝が検出されている。その区分ごとに井戸が一基つつ存在し、建物群もこの単位で一定のまとまりをもつことであるが、第Ⅳ期の奈良時代末には細溝に限られた宅地割は認められなくなり、区割が乱れてくるという。この発掘事例からも、今問題としている八条四坊には、八世紀段階において一六分の一、あるいは三二分の一に区画された宅地が存在していたことは明らかであろう。

平安期に入ってから、八条四坊七坪辰巳角の地をめぐる一連の売券が残されている。天喜二(一〇五四)年四月九日秦某家地直網請文^⑦において、売買人はこの地を「家地」と言っているのに対し、在地刀禰・庄司らの保証文言では、「畠」となっている。このような地目認識の違いは、この段階ではまだ畠地と家地が制度的にも明確に区別されていなかったと考えるとよいであろう。次いで嘉承二(一一〇七)年二月二八日大安寺権上座長会畠売券^⑧には

謹解申 売買畠立券事

合参段

在左京八条四坊七坪辰巳角、字嶋垣内

四至 限東小路在中垣 限南小路
限西同人地在中垣 限北中垣

右件地、元者、大安寺権上座長会大法師相伝所領也、(以下略)

とあり、左京八条四坊七坪辰巳角の地は、「嶋垣内」と記されているのである。これ以後七〇年ほどの間に、転々と所有

者を替えていくことになるが、その間、嶋垣内はすべて畠地とされている。

これらの史料に即して言うならば、宝亀段階では二行八門一六戸主制に連なる京内宅地割がなされ、板屋等が建てられていたのが、平城廢都後、天喜年間にはそれらの宅地跡は「家地」の名目（内容的には「畠」であったと思われる）で売買されるようになり、一二世紀に入ってから、嶋垣内という字名を持つ垣で区画された（四至から垣で区画されていたことは明白である）畠地として転売されていくこととなる。次に鎌倉期はどうであろうか。

売渡 私領水田事

合壹段者 宇嶋垣内

在左京八条四坊染坪之内 自東四段目

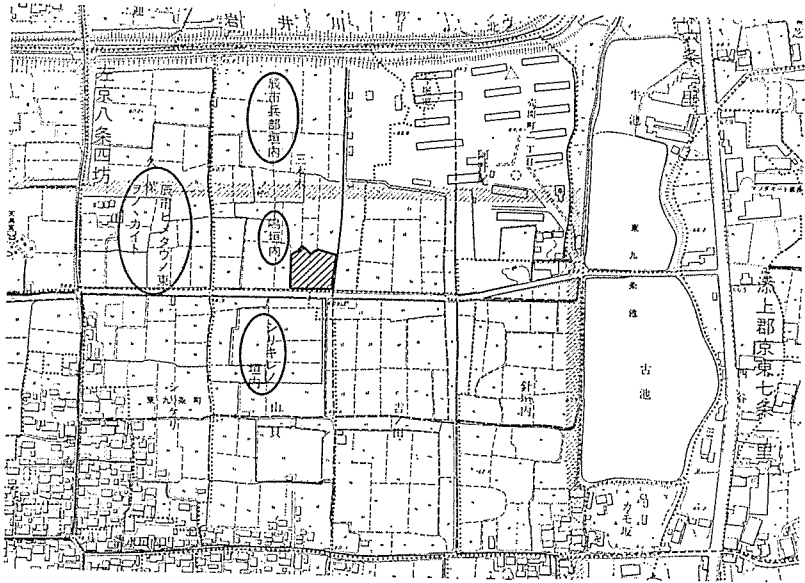
四至、在本券文之面

右、件水田者、尼妙心先祖相伝之私領也、（以下略）^①

これから明らかなように、嶋垣内は鎌倉中期にはすでに水田化を遂げているのである。「西大寺田園目録」からは、嶋垣内の周囲には、同じような経過で京内宅地割の跡に成立したと思われる「辰市兵部櫛内」・「辰市ヒメトウノ東ヲノカイト」・「シリキレノ垣内」等の存在が確認されるのであるが（図四参照）、やはりこれらの垣内も一三世紀後半にはすべて水田であった^②。では、このような変化を可能にした条件は何であっただろうか。

嶋垣内比定地の北を東西に走る岩井川の現流路は、旧七条大路にあたるもので、当然平城廢都後に付け替えられたものである。その時期は文明頃（一四六九〜八七）と考えられ、嶋垣内の水田化とは関係させることはできない。現在、嶋垣内周辺地域はすべて東九条池の水がかりである。この地は東が高く、西へゆるやかに傾斜していると同時に、南に比して北が高くなった地形であり、東九条池は東・南・西に堤を築き、北から水路を引いて岩井川の水を導いている。堤は嶋垣内比定地とは約七メートル高く、嶋垣内を含む西側の耕地にとって好適の灌漑用溜池となっている。

図4 左京八条四坊七坪周辺条坊図



池の築造時期については、平城京造営まで遡る可能性もあるが、灌漑用に整備されたのは、廢都後この地域の耕地化が進められてからのことと考えてよい。平城京の宅地割の跡に、垣で区画された畠地として出現した嶋垣内が、水田化を遂げた背景には、東九条池の灌漑用溜池としての整備を想定しておきたい。それは嶋垣内だけにとどまらず、周辺の諸垣内を含めた、一定地域全体の生産条件の改編をもたらすものであった。水田を内容とした垣内が出現する過程を示すものと言えよう。

他にも盆地部の条里制地割地帯に垣内が見られる。表一—77の「さいかわのかいと」は、城上郡東郷一六条三里二・三坪に位置した三段小の家地を指していると考えられるのであり、初瀬川右岸の自然堤防上に比定できる(図五)。また後述する平群郡一一条五里二三・二六坪の豊富垣内も大和川自然堤防上に比定できる(図六)。このように条里制地割地帯に垣内が検出されるのは、自然堤防といった水田化の困難な地や嶋垣内のように平城京廢都後に、新しく再開発が進められた地の場合なのである。

図5 城下郡一六条三里二・三坪さいかわのかいと比定図

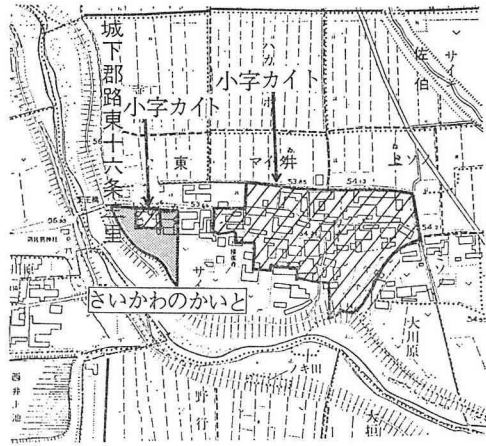
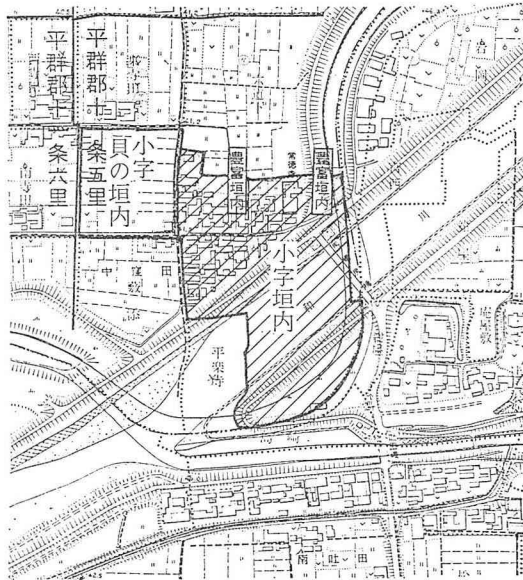


図6 平群郡十一条五里二・二六坪豊富垣内比定図



- ① 大和の条里に関しては、すべて奈良県立橿原考古学研究所編『大和国条里復原図』一九八〇年によった。また図三～七の原因にもそれを用いた。
- ② 三三条に関しては、史料上これ以西に耕地の存在は確認できない。三二条でも七里まで、三四条では九里に「賀茂寺前内半」のみが見える。
- ③ 『御所市史』式内社考（志賀剛）・集落（千田正美）一九六五年
- ④ この地については大井重二郎「平城廃都後の宅地の形態」・平城京の東市より中世の辰市への変遷（『平城古誌』一九七四年）が参考になる。

- ⑤ 『大日本古文書』六・四二七頁
なる。
- ⑥ 宝亀四（七七二年）四月五日山部針間麻呂借錢解（『大日本古文書』六・五一〇頁）には
謹解 申請月借錢事
合六百元 加利別月九十文
賀物家一區地卅二分之二在板屋二間在左京八条四坊
とみえる。大井氏は当初二行八門一六戸主制が採用されていたのが、平城末期の宝亀年間には、三二戸主制に移行していったとされている。
- ⑦ 大井前掲論文

⑧ 奈良県『平城京左京八条三坊発掘調査概報東市周辺東北地域の調査』

一九七六年

⑨ 「平」七二三

謹解 申請納家地直調事

「米八斛」 在左京八条四坊七坪異角
合肆疋者

右、件家地直調、依員所請納如件、注事状以解、

天喜貳年四月九日 売人秦(草名)
買人僧

「件畠売買事明白也、仍在地刀禰并御庄司」署名

藤原「末行」

藤原(草名)

權部那(草名)

御庄司寺主大法師

⑩ 表一—37

⑪ 文永三(一二六六)年九月二四日尼妙心田地売券(鎌一九五七)

⑫ 「西大寺田園目録」(『大日本仏教全書 寺誌叢書』)の該当部分

を摘記する。

。添上郡左京八条四坊八坪内二段 字辰市兵部橋内

二、領主支配と垣内

(一) 宇智郡柴山寺領

柴山寺は五条市小島の吉野川段丘上に建つ寺院で、藤原仲麻呂が建立したと伝えられる八角堂は今にその姿をとどめている。また五〇通近い平安期の史料を残し、その分析は近年着実に進捗しているが、中でもいわゆる免除領田制に基づいて作成された一五通の柴山寺牒および寺領に関する四通の太政官符は、さまざまな角度から注目されてきたものである。本稿での分析もこの柴山寺牒が中心となる。

所当米一石六斗十二合定

(一二九六)

永仁四年八月日 春光女脇田播磨工女也、西悔過院阿弥陀仏寄之、

所当米八斗五升

(中略)

添上郡左京八条四坊二坪内一段 字辰市ヒメタウノ東ヲノノカイト

所当米八斗

(中略)

已上廿ニヶ所、合三町一段小、地利廿五石一斗

(二二八三)

弘安六年四月日、近任實実、願信房、宝生護國院并護麻堂、毎日仏聖

燈油料ニ寄之、但本券文雖為通用三宝物、施主存生之時有評定被定

之、

⑬ 堀井甚一郎・伊達宗泰「平城京域内河川の歴史的変遷に関する研究」

(奈良市企画部企画課『平城京の復原保存計画に関する調査研究』一

九七年)

⑭ 同右論文。

	天喜2(1054)年 牒	康平2(1059)年 牒
	3—724	3—925
(1)		
(2)		
(3)	二反 天元三・九・一九官符 『官符合 乍巳』	
(4)	一反 天元三・九・一九官符 『官符合 乍巳』	一反『寺合乍巳』
(5)	一反 天元三・九・一九官符 『符合 乍二四〇ト』	一反『寺合乍巳』
(6)		
(6)′		

太政官符によって公認された寺領田は、宇智郡を中心に一部十市・広瀬両郡にまで広く及んでいるが、基本となるのは宇智郡の南家藤原武智鷹の「墓山地」および「西新開」・「高栗栖牧地」である。牒にはこれらの寺領田の条里坪付・面積等が書き上げられ、国司交替ごとに国衙に官物の免除が申請される。提出された牒は国衙田所において、各坪内の免田の有無に関する官符等との勘合結果や現作面積が朱注され、国司の免判が加えられて寺に返付される。このような手続きを経て寺領田の官物が免除されるのであるが、牒に書き上げられた寺領田の中に「垣内」と記された坪が存在するのである（表四）。ここでは次のことを指摘しておきたい。永祚二（九九〇）年牒にはこのような記載がある。^④

河南三条五里一坪四段『官符合』「五反口」『官符合』二坪七段『常荒』十四坪二段『官符合』作

（中略）

池尻一段百六十歩『官符一反百廿歩』流『作二段』官符合『作一反半』官符合『作』同池北へ二段 池心三段

二坪『官符合』一十口東へ三段「畠」 河南三条五里内勝幸垣内二段『字連島』不注作馬上飯『』

加鎮垣内一段『官符合』「字染島」 興田二段『官符合』常荒『』延田一段百八十歩『常荒』不注作『』

松前并南田一段『官符合』常荒『』平井田三百歩『官符合』荒『』已上是等田、馬上前山河南所々勘出田六段百廿歩者也、

同条里十五垣内二段『官符合』乍巳『』同坪南谷一段『官符合』乍巳『』河南三条五里一里許行
山中田三段『官符』作

（以下略、「」異筆・『』国衙田所未注）

	長和2(1013)年 牒	寛仁元(1017)年 牒	治安元(1021)年 牒	万寿2(1025)年 牒
	2-471	2-478	2-484	2-503
(1)				
(2)	二反『同符合 乍巳』	二反『寺合, 同符』 『乍二反』	一反 一八〇ト『寺合』 『乍巳』	二反『永延三年符合 乍一反』 (3)
(3)	五反『同官符三反 垣内 无色一二〇ト, 乍三反 一二〇ト』	三反『同符寺合三反 一二〇ト』 『乍三反』	三反一二〇ト『寺合』 『乍三反一八〇ト』	三反『同符二反 乍二反白巳』
(4)	一反『同符合 乍巳』	一反『同符寺合』 『乍巳』	一反『寺合』 『乍巳』	一反『同符合 不』
(5)	一反『同符合 乍三〇〇ト』	一反『同符寺合三四 〇ト』 『乍三〇〇ト』	一反『寺合』『乍巳』	一反『同符合 不巳』
(6)	三反 字六鏡田『天元三 一官符四反 乍巳』			二反『同符合 不』
(6)′				
	長元2(1029)年 牒	長久2(1041)年 牒	永承元(1046)年 牒	永承5(1050)年 牒
	2-516	2-595	3-638	3-684
(1)				
(2)				
(3)	三反『乍一反』「官符合」	二反『寺合 乍』	三反『符合』 『乍三反』	三反「寺 乍巳」
(4)	一反『乍巳』「官符合」	一反『寺合 乍巳』	一反『符合』 『乍巳』	一反「寺 乍巳」
(5)	二反『乍一反』「官符合」	一反『寺二四〇ト 乍一反 公一二〇ト』	一反『符合』 『乍巳』	一反「寺 乍巳」
(6)				
(6)′				

註(1)・(2)は本文に述べたように岡田B論文による。

註(3)の国衛田所朱注に永延三年符とあるのは、他史料より明らかに天元三年符の誤りである。

表4 柴山寺領垣内表

太政官符・柴山寺牒名	天元3(980)年官符	永祚2(990)年牒	正暦5(994)年牒	
平安遺文番号	2-318, 10-4907	2-341	2-359	
(1) 佐味条七里 十坪山田垣内			一八〇ト『不注作』	
(2) 河南三条五里 二坪北辺垣内			二反『官符合、不注作』	
(3) 〃 一五坪垣内	二反 高栗栖牧地	二反『官符合、作巳』	二反『官符合、不注作』	
(4) 〃 蓮田		『官符合』 「字蓮嶋」 勝幸垣内二段□□ 〃 『不注作馬上帳』(1)	一反『官符合、不注作』	
(5) 〃 染田	一反 高栗栖牧地	『官符合』 「字染嶋」 加銀垣内一段□□歩字染田 〃 『不注作』 (2)	一反『官符合、不注作』	
(6) 〃 六里 二六坪西辺鏡田			四反『官符合、不注作』	
(6)' 〃 二六坪西辺垣内				
	長保4(1002)年牒	寛弘3(1006)年牒	寛弘6(1009)年牒	寛弘7(1010)年 柴山寺領勘注文
	4-474	2-443	2-451	2-456
(1)				
(2)	三反		二反『不已』	
(3)	三反	一反『官符合、作合、寺巳』 『无図』	二反『不已』	二反 天元三・九・一九官符
(4)	一反	一反『先判合、官符合』 『作也・无』	一反『作巳』	一反 天元三・九・一九官符
(5)	一反		二四〇ト『乍一八 〇ト』	一反 天元三・九・一九官符
(6)				
(6)'				二反 天元三・九・一九官符

□□は破損部分に坪が記載されていたことが推定できるもの(岡田A・B論文参照)。記載はすべて『平安遺文』によった。ただし長保4年柴山寺牒は、文書の日付は長和2年となっているが、米田氏によって長保4年のものと考証されている(米田A論文)。

「蓮島」・「染島」に関しては、後の牒の該部分にはすべて「蓮田」・「染田」と記されており、この牒のみが「蓮島」・「染島」と異筆で書き直されている。「勝幸垣内」・「加鎮垣内」の名もこの時のみ見られるのである。「蓮田」・「染田」各一段の官物免除は、天元三(九八〇)年官符によって認められたと考えられるのであるが、やはり同官符で免除が認められたはずの「興田」や「松前并南田」等も永祚二(九九〇)年牒では「常荒」・「荒」となっている。このことから、天元三(九八〇)年官符に記載されて免田と認められた坪であったとしても、その時点で開田が完了していたと考える必要はなく、栄山寺は未開田の地までも、官符に記載させることによって免田としての権利を獲得していたと判断してよい。^⑥永祚二(九九〇)年牒での「蓮島」・「染島」への書き直しは、これらの地がその時まだ島地であったためと思われ、^⑦開発途上のこの段階では、耕地を表示するにあたって「勝幸垣内」・「加鎮垣内」と明記する必要があったのであろう。

当時、これらの坪の属する吉野川南岸の河南三条高栗栖牧地は、岡田隆夫氏も指摘されているように、^⑧「河南三条五里一里許行山中田」・「同坪南谷」^(同条里一五坪―筆者考)等の字名が示すような、条里縁辺の山間・河谷などの開発が、池の構築をも伴いながら(字名「池尻」・「池心」等)、進行していたと考えられるのである。正暦五(九九四)年牒で一度だけ申請された河北の佐味条七里一〇坪山田垣内(小島山東部の小谷にあたる)以外は、この地に垣内は集中しており、一〇世紀後半における開発との関連において、栄山寺牒に見える垣内はとらえられねばならない。また永延三(九八九)年官符に引用されている「土人致妨、称己治田領島、不弃地利」という栄山寺の訴えをはじめ、一〇世紀後半・一一世紀初の官符・牒からは、「土人」が栄山寺の地子徴収に対して頑強に抵抗していたことも知られる。^⑨これらの事実から、一〇世紀後半に進行した開発の担い手が「土人」であること、^⑩そして自らの開発田島(『己治田領島』)を守ろうとする「土人」とそれを寺領化しようとする栄山寺との間で争いが生じていたことを読み取ることが許されよう。先ほどの「勝幸」・「加鎮」は、このような「土人」の中に位置するものと考えられるのである。

以上を整理すれば次のようになる。一〇世紀の後半、「土人」が高栗栖牧地等の開発を進めるにあたって開発地を区

画・領有し、時には自己の名を付したのが垣内と考えられ、「勝幸垣内」・「加鎮垣内」の例からは、垣内が畠地を内容として成立したことが確認される。「勝幸垣内」・「加鎮垣内」はそれぞれ一段にすぎず、小規模な農民的性格の強い開発であろうことも、十分推測される場所である。開発が進行し、榮山寺領に取り込まれていく中で、多くは垣内の名を失なったが、一部は固有名を伴わない「垣内」として、「河南三条五里一坪北辺垣内」や「河南三条五里一五坪垣内」等（表四参照）のように坪名に遺り、免除領田認定の単位となっているのである。

(二) 平群郡法隆寺周辺

まず次の史料（表一—42）を見ていただきたい。これは天永二（一一二一）年四月二日に開浦院住僧等が法隆寺別当に宛てて出した解である。法隆寺西別所の成立と展開を物語るものとしてすでによく知られた史料であるが、同時に一一・一二世紀における垣内の性格を如実に示す史料でもある。

（前略）（開浦院一筆者）件院内建立三昧堂等、元者薬師寺聖律師以去治曆年中、為被修勝鬘会移住法隆寺之後、亦寺僧共令因夢殿之絵、次以延久

之比、於此院令修迎講給、其時始為彼三昧堂并房舎等敷地、ト山野荊蕪之原一處、被尋問寺家於領主有無之時、別当所司大衆被陳申無領主由、随則開文面證判明鏡也、其後結構房舎為御栖居、（中略）而間建立三昧堂、曼陀羅堂二字、私御領并御房人等私領畠所被施入燈油料也、所謂敷地者、在平群郡八条十里十四坪壹町有山同条里廿二坪山野并房敷地等也

次燈油料者同八条九里廿五六兩坪内參段字中垣内

一處貳段同条九里廿五卅六兩坪之内字津保垣内

參段貳佰步八条九里卅六同条十里一坪兩坪内一反里外門田垣内貳段同条十里三坪之内字池尻垣内

一處陸段同条里十五坪之内字炭藪垣内甬野源領 已前坪坪所領四至有施入券文面

件敷地領地等、雖寺家四至内西里、從往古以來為私領不并濟地子物於法隆寺、隨亦院家建立已後、新院僧正・大威儀師・濟恩寺大僧都・新院律師、代代政所無其沙汰、近者先任前目代経増依無先例、所不徵納地子物也、就中四至内有他領田畠等其敷、所謂新堂

・興道寺・三井寺・秋篠寺・香木堂等也、其中此院敷地燈油料如何有此妨乎、是非他、前目代林賢背先例、去年始注載檢田帳、沙汰未定之間、得替既畢、件注文等、依交替當時、御目代不論左右責勤、被責取住僧質物衣壹領者（以下略）

この史料から開浦院の敷地と燈油料畠の成立過程を検討することができる。開浦院というのは、これ以前の関係史料に金光院とあるものと同じと考えられ、三昧堂を中心とした法隆寺西別所のことである。治暦年中（一〇六五〜九）に法隆寺に移住し、領主のいないことを確認した上で、「山野荊蕪之原一處」を「三昧堂并房舎等敷地」とした「薬師寺聖律師」とは、薬師寺法相宗の学僧で、薬師寺別当の職にもあった道静と考えられる。道静は住寺薬師寺を離脱し、法隆寺において西別所を創設した聖であった。道静による西別所開浦院の敷地獲得の経緯については、延久四（一〇七二）年に、「寺家西嶺之麓、有便念仏」という理由で、法隆寺政所に請文が提出され、空闲地一町の草木の刈掃・庵室の結構・弥陀尊像の安置が行なわれたことも知られる。別所の設定とは、このような空闲地の土地開発・宗教的開発（宗教施設の建設・自行化他の活動）を意味するとされているのである。

開浦院に施入された燈油料畠についてであるが、これらの畠地は垣内と記されている。八条九里三六坪・一〇里一坪里外の門田垣内に関しては、施入前の変遷をたどることができる。寛平七（八九五）年、内供奉十禅師禎景が三統普子等より買得し、禎景遷去後、弟子等の議定によって御闕日料とされたのが、

熟地参段貳佰步

四至 限東公田并道 限南道
限西桑田中池并谷 限北并額田部吉雄山

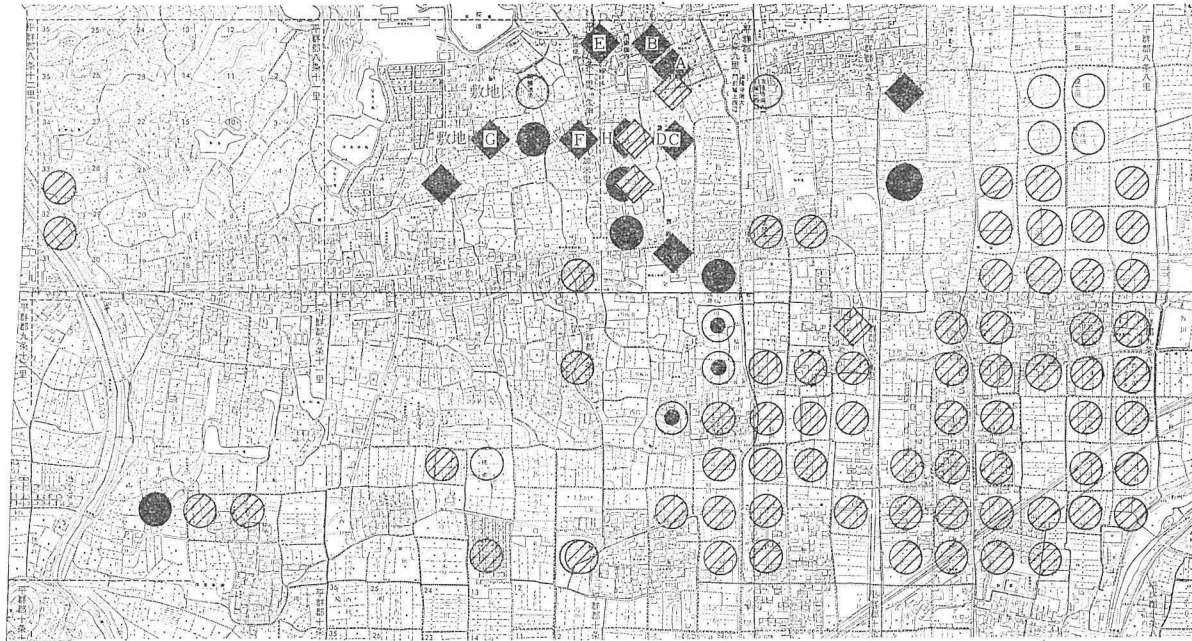
在八条九里卅六坪并十里一坪及里外^⑩

であったが、面積・条里坪付等の一致から、門田垣内と同一地と判断できる。この時点では「熟地」あるいは「地山」として、「請作」の対象となっていた。一一世紀中葉には、この地は同坪内の田二段二四〇歩とともに、法隆寺千夏護状に見え、一二世紀初になって初めて「門田垣内」と呼ばれ、開浦院燈油料畠とされているのである。この門田垣内に関して

言うならば、一〇・一一世紀では特に垣内の語は使用されておらず、一二世紀に入り、法隆寺目代による畠地子収奪が開始されようという時に、「従往古以来為私領不并済地子物」という言葉で表現されるように、他者の支配を受けない「私領」であることが強調される中で、垣内という語が見られるのである。一〇・一一世紀においても、実体としては同じなのであろうが、この場合の垣内の語は「私領」と同じ響きを持って出現するのである。木村茂光氏は、一一世紀中葉に成立してくると言われている庄園制的領域支配の目的の一つが、庄域内の畠地領有にあったことを指摘されているのであるが、開浦院の場合、「件敷地領地等、雖寺家四至内西里」とわざわざことわっていることや、「就中四至内有他領田畠等其数、所謂新堂・興道寺・三井寺・秋篠寺・香木堂等也、其中此院敷地燈油料如何有此妨乎」と述べられていることからわかるように、法隆寺は開浦院敷地燈油料畠が、四至内にあることをもって地子物を徴収しようとしたと考えられるのであり、やはり領域支配＝四至内の畠地支配の論理に基づくものとすることができる。このような畠地支配に対する抵抗の論理が、垣内なのである。

また他の史料において、家地と認識されたとも考えられる垣内も存在する。たとえば一一世紀末・一二世紀初の処分状に見える八条九里三四坪字林垣内は、「所領家地」とされている。一〇世紀後半には、この垣内と同条同里同坪に家地四段一二〇歩が存在したが、この家地が林垣内と同一地であるかどうかについてははっきりしない。しかしこの場合も同一坪内の同一地目でも、垣内の語が使用されたのは一一世紀末以降であり、開浦院燈油料畠の例とも共通して、法隆寺関係の垣内史料の特徴を示している。垣内という語自体は、特定の地目を意味する法的・制度的用語とは考えられず、開墾・領有を示す極めて可視的即物的な形態・内容を表わす語であったと思われる。その語の使用にあたっては、地域や状況により、様々な意味を込めて使われ得るのであるが、ここ法隆寺周辺の場合、一一世紀末以降新たに収奪の対象として問題となる畠地や家地のみが史料上に垣内として現れる。法隆寺によって新たな支配が企てられるのに対応して、従来支配の対象とはならなかったこれらの地目が、垣内として、その「私領」的性格が強調されると解しておきたい。前述した

図7 平群郡法隆寺周辺坪付図



- 畠のあった坪 (垣内と確認できないもの)
- ◐ 延久二年(1070)興福寺雑役免坪付帳に記載のあった坪
- 田畠のあった坪
- 水田のあった坪
- ◆ 垣内のあった坪
- ▨ 家地

①一筆が複数坪にまたがる場合は記号をその中央に記した
 A: 中垣内 B: 津保垣内 C: 長田垣内 D: 豊国垣内
 E: 門田垣内 F: 池尻垣内 G: 炭基垣内 H: 林垣内

0 100 200 300 400 500 m

一 二世紀後半以降における垣内史料の急増の背景には、このような事態が広汎に展開していたのである。

法隆寺周辺の垣内の事例からは次のように言えよう。一〇・一一世紀を通じて糸里制地割縁辺の段丘化した扇状地や自然堤防上の畠地開発が進展していたのであるが（図七参照）、その一筆一筆の開発領有単位が実体としての垣内であった。その場合、居住施設を中核とすると思われるものも存在した。一二世紀に入り法隆寺による畠地子取奪が開始されるに際し、私領主やその施入を受けた堂房が、他者の支配を許さない自らの「私領」―垣内であることを強調し、地子徴収に抵抗したのである。法隆寺関係史料においては、垣内という語自体は、そのような新たな支配に対する抵抗の中で特徴的に現われてくる。

- ① 柴山寺に関しては、歴史・美術史・建築史等の分野にまたがる多数の論考が発表されている。近年の主要なものをあげるならば、福山敏男・秋山光和『柴山寺八角堂の研究』一九五一年、『五条市史』上巻一九五八年、米田雄介『柴山寺領と南家藤原氏』（『日本歴史』二二二―一九七七年、米田A論文とする）、同『柴山寺の興福寺末寺化をめぐって』（赤松俊秀教授退官記念『国史論集』一九七二年、米田B論文とする）、岡田隆夫『柴山寺文書天元三年九月十九日官符について』（『東京大学史料編纂所報』八一―一九七四年、岡田A論文とする）、同『柴山寺領の形成過程』（井上光貞博士還暦記念会編『古代史論叢』下巻一九七八年、岡田B論文とする）など。宇智郡糸里に関しては、岡田「大和国宇智郡糸里をめぐって」（『続日本古代史論集』下巻一九七二年）参照。
- ② 坂本賞三「免除領田制」（『日本王朝国家体制論』一九七二年）
- ③ これ以外には正暦五（九九四）年牒重叡条五里に「大炊屋西一段二百十歩」等と並んで、小垣垣内六十歩「不注作」
- が見える。これは免除申請状況から、永祚二（九九〇）年牒の「河北御寺東西并小寺前」、あるいは長保四（一〇〇二）年牒・寛弘三（一〇〇六）年牒等の「寺内」、天平神護元（七六五）年官符・天喜二（一〇五四）年牒の「寺廻」に含まれると考えられるが（岡田B論文）、それ自体の性格をとらえにくいため本稿の考察対象から除外した。
- ④ 『平安遺文』・『五条市史』下巻所収柴山寺文書および『大日本史料』二編之一では、字句の判読がすべて微妙に相違している。ここでは原本調査に基づいて引用されている岡田B論文によった。
- ⑤ 永祚二（九九〇）年牒の国衙田所朱注「官符合」の官符とは、天元三（九八〇）年官符がそれに該当する。同官符については、岡田A・B論文参照。
- ⑥ 免除領田制において、官物免除が認められるのは、官省符によって付与されたものに限定される。坂本前掲論文参照。
- ⑦ 永祚二（九九〇）年牒の段階では、国衙の検田権が畠地にまで及んでいないため、両坪における「不注作」の国衙田所朱注からは、現作田がなかったことのみが示されているにすぎないのであり、この想定

を妨げない。木村前掲論文参照。

⑧ 岡田B論文

⑨ 他に、天平神護元(七六五)年官符(米田A論文により寛弘七年頃の偽作とされている)「土人致妨」、天元三(九八〇)年官符「年来部内人民妄以相妨」、永祚二(九九〇)年牒「土人致妨」、正暦五(九九四)年牒「土人奸妨」、寛弘六(一〇〇九)年官符「致土人謀計」などと、繰り返し訴えられている。

⑩ 木村前掲論文や岡田B論文も、「土人」を開発の担い手である農民とされている。

⑪ 寛弘七(一〇一〇)年柴山寺領勘注文案によれば、「河南三条六里二六坪西边垣内」は、天元三(九八〇)年官符で公認された坪(現存の天元三年官符は河南三条の該当部分が破損している)であるが、寺牒での免除申請にあたってはその名は見えない。申請状況から判断して「河南三条六里二六坪西边鏡田」と同じ地と考えられる。天元三(九八〇)年官符には、「垣内」とあったものが、後には「鏡田」という地名表記に変えられたのであろう。これも垣内という語が消えていく例とすることができる。

⑫ 法隆寺西別所についてふれた論考は多いが、特に高木豊「院政期における別所の成立と活動」(『平安時代法華仏教史研究』一九七三年)、小島恵昭「別所の展開と聖の宗教活動―法隆寺西別所金光院『聖』律師を中心として―」(『同朋学園仏教文化研究所紀要』2一九八〇年)が詳しい。

⑬ 承保二(一〇七五)年四月二日葉師寺念仏堂牒(表一―20)・同年同月日法隆寺金光院三昧堂牒(「平」一一二)・承暦二(一〇七八)年一〇月三日金光院三昧僧等解(「平」一一五)・保延二(一一三六)年五月一五日法隆寺金光院燈油畠注文案(表一―59)

⑭ 小島前掲論文

⑮ 延久四(一〇七二)年某月五日前権律師某解案(「平」一〇九〇)

⑯ 高木前掲論文

⑰ 延長六(九二八)年二月七日内供奉十禪師禎果大法師弟子等解(「平」二二二) 事書や文中では「地山」とも表現されている。

⑱ 永承五(一〇五〇)年二月九日大和國法隆寺千夏談状(「平」六八五)

⑲

木村前掲論文

⑳ 表一―46 ただし「畠地」・「所領畠」とも言われている(表一―32)。

㉑ 天延二(九七四)年七月三日僧玄耀家地売券(「平」三〇八)『平安遺文』の文書名は田地売券となっているが、明らかに家地売券の誤りである。正暦二(九九二)年一〇月三日法隆寺僧某家地売券(「平」三五二)

㉒ 法隆寺周辺において、垣内が水田をも意味した最も早い例は、寛喜三(一一三三)年三月五日僧良「田地処分状」(鎌「四一一四)であり、かなり時期が下ってからのことである。

㉓ 一一一条五里二三・二六坪の豊富垣内は大和川の自然堤防上に比定できる(前出図六参照)。表一―59には

一所陸段字豊富垣内 東大寺大曆延正知之

在十一條五里廿三廿六兩坪内

四至 限東大河 限南中垣 限西中垣 限北畔

右畠、年料油宛参升可弁之

とあり、大河(＝大和川)に面していたことは史料からも明らかである。

第三章 垣内と開発——結びにかえて——

本章ではこれまでの考察の中で明らかにし得た点を整理しながら、垣内が平安期社会において果たした意義を考えて行きたい。

第一章で検討したように、本来垣 \parallel カキは、特定個人が他者の侵犯を許さない、自らに属する空間を生み出す手段であった^①。この垣で周囲と区画された地が垣内 \parallel 「カキウチ」・「カイト」なのである。しかし班田制に示されるような国家的な水田支配の下では、「垣」による分割・領有は大きな制約を受けることになる。一〇世紀以降においても、公田は国家的な土地所有に強く規制されており、治田も国司によって検田され、官物を徴収されるべきものであった^②。他者の侵犯を許さない聖なる空間 \parallel 垣内は、国家的土地所有の外側に、いわば矮小化されて生きねばならなかった。平安期における垣内は、そのようなものとしてとらえることができる。垣内が史料上に現れるのは、主として買得等を通じて寺社などに流入した公験類や資財帳・坪付帳などに記されている場合であるが、いずれにしろ垣内が成立してから一定期間後の状況を示すにとどまるのが一般であり、成立の事情を直接史料的に裏付けることは極めて困難である。このような理由から第二章では垣内をめぐる具体的諸状況を重視したのである。立地の明らかにできた事例では、垣内が条里制地割縁辺の段丘・扇状地・丘陵や自然堤防上、山間部に位置したことが明瞭である。現在においても垣内関連地名は多くそのような地に見出されるのである。表一を見ていただきたい。表の右端に記したのは条里坪付表示の有無であるが、条里によらないものはるかに多いし、また条里坪付で記されているものの、実際の地割の伴わない場合もかなりある（たとえば平群郡法隆寺周辺など）と言わねばならない。近長谷寺資財帳から明らかのように、多気郡一六条一七条においては条里制地割の卓越する段丘面中央部は公田や東寺領川合庄田などが多く存在したのに対し、水源から最も離れ灌漑条件に恵まれない段丘先端部に垣内が立地するのであった。条里制地割を伴うような大規模水田開発とは全く次元を異にしたものとして、垣内

は存在しているのである。下総では荒野を現畠化するにあたって、「堀・垣」が固められた事実が確認され、未開地・原野を開発するに際し、まず「垣」で周囲と区画することが行われたとしてよい。

この垣で区画された内部には、恒常的な労働が投下され、単純な自然としての側面が強かった大地が、労働の成果としてのより高度な耕地・居住地に改変されていくのである。このような垣内には安定的な畠地が営まれるのに対し、垣の外では「片畠」^②「かたあらし」畠のような粗放な形態での畠作が行われる場合が多かったであろう。垣の外には不耕地が共同利益のために開放されるといったような、村落の共同体規制がはたらいたと考えられるが、恒常的な「しめ」ともいべき垣の内は、それらの共同体規制からも自由な空間となっていたであろう。条件によっては垣内も治田化される。水田を内容とする垣内は、多くは畠地・家地から水田へのプロセスを経たものと考えられる。

垣内の規模はどうであろうか。表一から明らかなように、面積的には一町を越えるものはまれであり、その小規模性が強調されてよい。またそれらには「私領」・「先祖相伝所領」・「先祖相伝作手」などの権利が明示されており、小規模な私領・所領として所有権が確立されているのである。一一・二世紀における畠地子収奪・領域支配開始の目的の一つは、このような形で広汎に展開していた垣内に対する上級領主権を打ち立てることにあったと考えられるのである。また垣内の中でも居住施設を中核として設定されたもの（「居垣内・宅垣内等」）は、在家役賦課を通じて支配の対象に繰り込まれて行くことになる。^③

平安末においては垣内が有機的な一つの単位としての意味を失ない、単なる地字名と化していく事実も認められる。^④ 畠地子収奪・在家役賦課等を通じて上級領主権が打ち立てられていく中で、垣の本来の機能が失なわれ、垣内の名が消滅したり、単なる地字名と化したりしていくのである。表一に見えるように、平安期においては垣内の地目は多く畠地であり、田地の二倍にのぼるのであるが、鎌倉前期になると逆に田地をその内容とする例が多くなる。垣内の持つ意味が平安と鎌倉とでは大きく変化していることがうかがえよう。また第一章で検討した言葉の点からも、鎌倉期は垣内^⑤「カキウチ」・

「カイト」が分化を遂げつつあったことを指摘できたのであるが、その背景にはこういった実体的な変化の事実が存在したのである。垣内が特定地域だけのものではないことは、垣内史料が広い地域にまで及んでいることを見れば明らかであり、庄園・公領共にその存在が確認できる。

このような垣内が農民的性格を強く持つことは言うまでもあるまい。栄山寺領に見られた垣内の開発主体は、栄山寺ではなく、「土人」と呼ばれる人々であった。河音能平氏が指摘されたように、三田郷に六十町余の垣内島を領した安芸国在庁官人高田郡司藤原氏の場合、「住人」が開発した領島^⑧垣内を買得・集積したものであるし、伊賀国黒田庄においても「住人仙工」が垣内の弁進主体として見えているのである^⑨。

垣内は農民層の自らの労働によって創り出された空間であり、本来「一種の聖域としての不可侵性^⑩」を持っていた。中の百姓のイエが、このような垣内の展開・変質と密接な関わりをもって出現してきたものであるならば、それは極めて自立性の高いものであったはずである^⑪。

最後に垣内と集落との関係について一言しておこう。地理学においては、小川琢治氏以来これが垣内研究の中心的課題であった。しかし大和の場合では、平安期の史料に垣内として現れている地で、現在の集落と直接関係すると思われるのは、平群郡一条五里二三・二六坪豊富垣内と城下郡一六条三里二・三坪さいかわのかいとのみであり、平安期の垣内と現集落とは直結しないのが一般である。第二章で述べたように、この両垣内とも自然堤防上に位置するという地形的条件が、集落立地に好適だったのではあるまいか。垣内と集落との関係は、民俗学的研究が示してきた垣内の多様性ととも、中世における変容の問題として考えられねばならない^⑫。

① 西村嘉助「垣内と糸里」『社会科学教育地理研究論集』一九五七年

および石田寛「かべうち・かべそと」『耕牧輪換研究・第2報』（広島史学研究会『史学研究三十年記念論叢』一九六〇）に指摘があるように、垣に猪や鹿等の野獣や放牧牛馬から作物を守るという機能があ

ったことは当然承認されるところであるが、それが平安期、特に一一世紀後半以降多く史料的に出現する垣内を特徴づけるものではないことは、これまでの考察で明らかであろう。

② 坂本「国司支配下の『名』体制と収取方式の特質」（前掲書）

③ 黒田前掲論文によれば、一二世紀の伊賀國名張郡においては、加地子賦課の対象となる定畠Ⅱ「麦畠」が居内・内・垣内など（黒田氏は田堵層・一般農民層の屋敷地と理解される）を中核に分布するのに対し、「見作」と「年荒」の反復をくり返し、加地子賦課の対象とならない「片畠」は、その外延部を中心に分布するとされている。

④ 戸田氏は「かたあらし」に関連して、耕作している土地には「しめ」をおろし、耕作者の私的占有権を明示するが、耕作されなかった土地には「しめ」をおろさず、他の農民の用益のために開放するような農村の共同体的慣行を想定されている。「中世初期農業の一特質」(『前掲書』)

⑤ 義江・黒田前掲論文。

⑥ 伊賀國黒田庄では、平安末〜鎌倉期に入ると、垣内は土地証文の所在地記載の部分に散見するにすぎないようになり、半ば地名化したものが多くなる。入間前掲論文

⑦ 河音前掲論文

⑧ 表一—34・35・40・41では、垣内の弁進主体が「御庄住人柚工」。

「御庄住人」と記されている。

⑨ 戸田「律令制からの解放」(前掲書)

⑩ 黒田前掲論文。

⑪ 中世における百姓のイエの自立性については大山喬平「中世社会のイエと百姓」(『日本中世農村史の研究』一九七八年)が強調されるところである。垣内の本来有した聖域性は、イエの内部にのみ限定・凝縮されていくのではあるまいか。

⑫ 大和においては、中世を通じて進行する集村化(特に環濠集落化)現象との関連の中で考察されねばならないだろう。大乗院領若槻庄の例では、環濠集落が垣内名をもって呼ばれるのは、承応三(一六五四)年以降のことである。渡辺澄夫「環濠集落の形成と郷村制の関係—大乗院領大和国若槻庄を中心として—」(『増訂畿内庄園の基礎構造』下一九七〇年)。中世における集村化現象については、拙稿「日本中世村落に関する二・三の問題」(『新しい歴史学のために』一六六—一九八二年)参照。

(京都大学大学院生)

Wilson's New Four-Power Consortium Policy

—The Formation of the New American Banking Group—

by

Takeshi Matsuda

This article will examine the significance of forming the new American banking group which was a step to organize the new four-power Chinese Consortium. It attempts to elucidate the purpose of forming the bankers' group as well as the factors that prompted the State Department to restructure the financial cluster. It is argued that from the efforts to regroup American bankers the government devised an informal arrangement in which to make the international financiers' interest always congruent with a national policy as well as strengthen the grip on and the leadership of the Wall Street bankers. Secondly, Wilson democratized "dollar diplomacy" by institutionalizing the broad participation of variegated American bankers in the pursuit of the open door policy. Lastly, the main purpose of reorganizing the new Consortium was proved to take all the mortgages that Japan held on Chinese resources during the war away from the hands of the Japanese without a struggle.

Kaito 垣内 in *Heian* 平安 Period

by

Shoji Mizuno

Kaki 垣, the hedge, was by nature the mean by which the individual produced the pale for himself to prevent others from trespassing.

The area enclosed with *Kaki*, was called *Kakiuchi* or *Kaito* 垣内. The examples in *Ise* 伊勢 and *Yamato* 大和 show that *Kaitos* were situated on terraces, alluvial fans and banks or between mountains on the edge of *Jorisei* 条里制 area. They were developed as grounds for plowed fields and residential lands, which were out of the official control.

But, in eleventh and twelfth centuries, the lordship was established on them through imposing *Hatachishi* 畠地子, land tax, and *Zaikeyaku* 在家役, duties on home site. Under better conditions, they could also turn into paddy fields. In such movement, Kaito got various on the side of reality, as well as its inscribing forms and pronunciation.

Cross Voting Pattern of the French Constituent Assembly

by

Isao Takagi

The purpose of this essay is to testify the voting behavior of the people's representatives in 1848—1849. The short-lived assembly, which was called *l'assemblée nationale constituante*, did exist no more than thirteen months (from May 5, 1848 to May 26, 1849), though the problems of great urgency came up for discussion successively at the assembly hall and the committee rooms. *Le Moniteur universel*, official chronicle, give us a full detail of the pros and cons of 244 decisions. Among them, the writer selects 19 voting lists.

The voting patterns of almost 850 representatives converged into four pre-party assemblages: determinant right wing, two republican fractions, and non-determinant passive republicans. The land-slide victory of the moderate republican group is only a cursory reading. The middle-of-the-way politics of moderates' was not self-sustaining and the final show-down between royalists and radicals was easily predicated. The ideological cleavage crisscrossed the nation who, for the first time, was introduced to the political life by the universal suffrage.

Any political whips but Louis-Napoléon were not satisfactory to the electorate mass, and every heated debating aroused people's instinct. Newspapers and pamphlets (three of these are analyzed here on motives and headings) reported the sessions everyday. A serious talk about such critical issues as *droit au travail*, *cautionnement*, every article of constitutional law, abolition of clubs, and foreign policy show us a tense atmosphere. The cross vote at this assembly reflects the changing pattern of French political life, not along the party affiliation at that time.